

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【事業年度】	第87期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	東芝機械株式会社
【英訳名】	Toshiba Machine Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 飯村 幸生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(3509)0204
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 宏
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	055(926)5156
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第83期 平成18年3月	第84期 平成19年3月	第85期 平成20年3月	第86期 平成21年3月	第87期 平成22年3月
売上高 (百万円)	144,356	164,385	148,779	121,890	74,694
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	15,604	19,721	18,178	9,891	2,112
当期純利益又は当期純損 失( ) (百万円)	10,482	10,828	13,910	5,302	4,531
純資産額 (百万円)	60,347	71,028	70,003	68,712	63,372
総資産額 (百万円)	172,476	188,046	157,998	132,733	115,806
1株当たり純資産額 (円)	365.06	414.07	445.74	451.93	416.82
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	63.16	65.80	86.79	34.18	29.80
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.0	36.1	44.3	51.8	54.7
自己資本利益率 (%)	19.4	16.9	20.2	7.6	6.9
株価収益率 (倍)	21.8	18.4	7.0	8.5	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,188	10,621	7,445	2,179	10,054
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,014	5,076	1,724	4,901	1,959
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,907	9,084	10,558	3,992	2,900
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	39,409	36,027	34,583	26,694	31,992
従業員数 (名)	3,336	3,435	3,246	3,148	3,067

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第83期 平成18年3月	第84期 平成19年3月	第85期 平成20年3月	第86期 平成21年3月	第87期 平成22年3月
売上高 (百万円)	87,653	99,909	101,083	66,446	32,259
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	7,885	11,954	11,937	6,004	3,834
当期純利益又は当期純損 失( ) (百万円)	6,320	7,735	11,818	3,462	4,293
資本金 (百万円)	12,484	12,484	12,484	12,484	12,484
発行済株式総数 (株)	166,885,530	166,885,530	166,885,530	166,885,530	166,885,530
純資産額 (百万円)	53,536	57,887	57,926	55,976	50,765
総資産額 (百万円)	130,464	133,368	129,289	106,325	93,281
1株当たり純資産額 (円)	323.88	352.84	368.84	368.16	333.91
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	12.00 (4.00)	12.00 (6.00)	15.00 (6.00)	12.00 (6.00)	4.50 (3.00)
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	38.02	47.01	73.74	22.32	28.24
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.0	43.4	44.8	52.6	54.4
自己資本利益率 (%)	12.8	13.9	20.4	6.1	8.0
株価収益率 (倍)	36.2	25.7	8.2	13.0	-
配当性向 (%)	31.6	25.5	20.3	53.8	-
従業員数 (名)	1,564	1,626	1,661	1,589	1,534

- (注) 1. 連結経営指標等及び提出会社の経営指標等の売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 連結経営指標等の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び提出会社の経営指標等の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、それぞれ潜在株式がないため記載しておりません。
3. 第84期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## 2【沿革】

昭和13年12月	株式会社芝浦製作所（現・株式会社東芝）の出資によって芝浦工作機械株式会社創立。
昭和14年3月	鶴見工場を開設し、電気を高度に応用した強力大型工作機械の製作を開始。
昭和17年4月	沼津工場を開設し、中型精密工作機械の生産に着手。
昭和20年9月	社名を芝浦工機株式会社と変更し、工作機械のほか各種産業機械の生産を開始。
昭和24年3月	企業再建整備法に基づき各工場ごとに独立会社として発足することとなり、沼津工場を母体とした株式会社芝浦機械製作所を設立。
昭和24年8月	株式を東京証券取引所に上場。
昭和36年6月	芝浦工機株式会社（昭和24年4月、鶴見工場を母体として設立）と合併し、社名を東芝機械株式会社と変更。
昭和36年10月	株式を大阪証券取引所（第1部）に上場。
”	株式会社東芝機械研削研究所設立（昭和39年1月、九州東芝機械株式会社と改称）。
昭和39年9月	相模工場を開設。
昭和47年3月	相模事業所に大型産業機械工場を建設し、鶴見工場を全面的に移転。
昭和49年4月	米国現地法人 TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA [現・連結子会社] 設立。
昭和49年7月	株式会社東芝機械ダイカストエンジニアリング [現・連結子会社東芝機械成形機エンジニアリング株式会社] 設立（ダイカストマシンのサービス部門を独立）。
昭和49年10月	東芝機械設備工業株式会社設立（設備保全・運輸部門を独立）。
昭和51年6月	株式会社東芝機械プラスチックエンジニアリング [現・連結子会社東芝機械成形機エンジニアリング株式会社] 設立（プラスチック加工機械のサービス部門を独立）。
昭和53年7月	シンガポール現地法人 TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD. [現・連結子会社] 設立。
昭和56年3月	相模事業所に新機械工場完成（ダイカストマシン・印刷機械の機械加工工場）。
昭和58年4月	株式会社東芝機械マシンツールエンジニアリング設立（工作機械のサービス部門を独立）。
昭和59年10月	相模事業所に射出成形機工場完成（沼津事業所から小型機種種の製造部門を移転）。
昭和62年10月	御殿場事業所開設（沼津事業所からマシニングセンタ及び汎用工作機械の製造部門を移転）。
昭和63年4月	カナダ現地法人 TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD. 設立。
平成元年4月	ヨーロッパ現地法人 TOSHIBA MACHINE (EUROPE) G.m.b.H. 設立。
平成元年5月	タイ現地法人 TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO., LTD. 設立。
平成元年6月	台湾現地法人 TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO., LTD. 設立。
平成5年4月	東芝機械テクノ株式会社設立（技術業務区分会社）。
”	株式会社東芝機械マイテック沼津設立（製造業務区分会社）。
平成5年6月	株式会社東芝機械マイテック相模設立（製造業務区分会社）。
”	株式会社東芝機械マシナリーシステムコンサルタント設立（営業業務区分会社）。
平成5年10月	東芝機械ハイドロサービス株式会社設立（油圧機器のサービス部門を独立）。
平成6年7月	東芝機械環境センター株式会社 [現・連結子会社] 設立（環境管理・測定部門を独立）。
平成7年5月	香港現地法人 TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD. [現・連結子会社] 設立。
平成8年1月	タイ現地法人 TMT SERVICE & ENGINEERING CO., LTD. 設立。
平成8年10月	子会社 朝比奈機械株式会社（資本金150百万円）を吸収合併。
平成9年10月	東芝機械プレスエンジニアリング株式会社設立（印刷機械のサービス部門を独立）。
平成10年4月	中国現地法人 SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO., LTD. [現・連結子会社] 設立。
平成11年4月	食品機器部門の生ビールディスペンサー等をホシザキ電機株式会社へ事業移管。
”	本社機能を東京から沼津へ移転し、沼津本社とする。
平成11年9月	東芝機械ハイドロサービス株式会社解散。
平成12年2月	株式会社芝機設計解散。

平成12年4月 株式会社東芝機械マイテック沼津が、東芝機械テクノ株式会社、株式会社東芝機械マイテック相模を吸収合併。

平成13年1月 東芝機械設備工業株式会社が、株式会社東芝機械マシンツールエンジニアリング、九州東芝機械株式会社を吸収合併し、社名をティ・エム・マシナリー株式会社とする。

平成13年4月 印刷機械部門のオフセット輪転機事業を、株式会社小森コーポレーションに営業譲渡。

平成14年6月 中国（上海）に製造現地法人 TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. [現・連結子会社] 設立。

平成14年8月 半導体装置部門を分社化し、株式会社ニューフレアテクノロジーに承継。

平成14年10月 工作機械部門を分社化し、ティ・エム・マシナリー株式会社に承継するとともに、東芝機械マシナリー株式会社に社名を改称。

平成15年4月 株式会社東芝機械マイテック沼津が、株式会社東芝機械マシナリーシステムコンサルタントを吸収合併。

平成15年10月 株式会社東芝機械プラスチックエンジニアリングが、株式会社東芝機械ダイカストエンジニアリングを吸収合併し、東芝機械成形機エンジニアリング株式会社に社名を改称。

平成16年4月 TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD. 清算。

平成16年4月 芝浦産業株式会社が、株式会社東芝機械マイテック沼津を吸収合併。

平成16年6月 大阪証券取引所（第1部）の株式上場を廃止。

平成16年10月 子会社株式会社東芝機械セルマック（資本金70百万円）を吸収合併。

平成18年4月 インド現地法人 TOSHIBA MACHINE (INDIA) PVT.LTD. 設立。

平成19年4月 株式会社ニューフレアテクノロジーが株式をジャスダック証券取引所に上場。

平成19年9月 本店を東京都千代田区に移転。

平成20年4月 油圧機器部門を分社化し、株式会社ハイエストコーポレーションに承継。

平成20年8月 中国（深？）に現地法人 TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD. 設立。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社19社、関連会社3社及びその他の関係会社1社で構成されており、射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機、工作機械、精密加工機、油圧機器、電子制御装置などの製造・販売並びに各事業に関連する部品の供給及びサービス等の事業活動を展開しております。

各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 . 連結財務諸表等（1）連結財務諸表注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

#### （成形機）

射出成形機、押出成形機.....当社が製造・販売するほか、子会社東芝機械成形機エンジニアリング（株）は、成形機の据付・修理・メンテナンスサービスを行なうとともに、補修部品を販売しております。

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.は、射出成形機を製造・販売しております。また、芝浦システム（株）は、射出成形機の販売をしており、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA,

SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.,TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.,

TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.は、成形機の販売・メンテナンスサービスを行なっております。

ダイカストマシン.....当社が製造・販売するほか、子会社東芝機械成形機エンジニアリング（株）は、ダイカストマシンの据付・修理・メンテナンスサービスを行なうとともに、補修部品を販売しております。

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.は、ダイカストマシンを製造・販売しております。また、芝浦システム（株）は、ダイカストマシンの販売をしており、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA,

SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.,TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.,

TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.は、同機の販売・メンテナンスサービスを行なっております。

#### （工作機械）

工作機械.....当社が製造・販売するほか、子会社東芝機械マシナリー（株）は、工作機械の製造・販売・据付・修理・メンテナンスサービスを行なうとともに、補修部品を販売しております。（株）不二精機製造所は、一部の工作機械を製造・販売しております。また、芝浦システム（株）は、工作機械の販売をして

おり、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA,SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.,

TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.は、同機の販売・メンテナンスサービスを行なっております。

#### （その他）

油圧機器.....子会社（株）ハイエストコーポレーションは、油圧モーター・バルブ・ポンプ等を製造・販売しております。

電子制御装置.....当社及び子会社東栄電機（株）は、ロボット・CNC装置等を製造・販売しております。

その他.....子会社芝浦産業（株）は、当社の福利厚生事業・当社への用度品納入等を、東芝機械環境センター（株）は、環境計量証明・作業環境測定の測定調査事業を、芝浦システム（株）は、油圧機器等の各種部品を当社へ納入しているほか、下水道関連のユーザー等に計測機器を販売しております。



4【関係会社の状況】

(平成22年3月31日現在)

名称	住所	資本金	(注)1 主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	設備の 賃貸借	関係内容
(連結子会社) 東芝機械マシナリー 株式会社 (注)2,5	静岡県 沼津市	3,117百万円	工作機械	100.0	土地建物の 賃貸	業務委託契約に基づき、当社が、購買業務と管理業務を一部代行している。
株式会社ハイエスト コーポレーション	神奈川県 座間市	100百万円	その他	100.0	土地建物の 賃貸	当社へ油圧機器の一部を納入している。業務委託契約に基づき、当社が、購買業務と管理業務を一部代行している。
東芝機械成形機 エンジニアリング 株式会社	静岡県 沼津市	100百万円	成形機	100.0	土地建物の 賃貸	業務委託契約に基づき、当社成形機の据付、修理、サービスを行なっている。
東栄電機株式会社 (注)2	静岡県 三島市	350百万円	その他	100.0	土地建物の 賃貸借	当社機械の電装及び制御盤を製造している。役員の兼任 1名
株式会社 不二精機製造所	静岡県 駿東郡 長泉町	390百万円	工作機械 その他	100.0	土地建物の 賃貸	特に記載すべき事項はない。
芝浦システム 株式会社	東京都 渋谷区	43百万円	成形機 工作機械 その他	100.0	土地建物の 賃貸	当社成形機、工作機械の販売及び油圧機器等の当社への納入を行なっている。
芝浦産業株式会社	静岡県 沼津市	50百万円	その他	100.0	土地建物の 賃貸	業務委託契約に基づき、当社福利厚生事業、当社へ用度品納入等の業務を行なっている。
東芝機械環境センター 株式会社	静岡県 沼津市	50百万円	その他	100.0	土地建物の 賃貸	業務委託契約に基づき、当社の環境全般の計測及び証明を行なっている。
TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA (注)2,3	米国 イリノイ州	米ドル 23,000,000	成形機 工作機械 その他	100.0 (27.5)	なし	当社成形機、工作機械等の販売を行なっている。
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	シンガポ ルドル 2,400,000	成形機 工作機械	100.0	なし	当社成形機、工作機械の販売を行なっている。



名称	住所	資本金	(注)1 主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	設備の 賃貸借	関係内容
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	香港	香港ドル 3,500,000	成形機	100.0	なし	当社成形機の販売を行っている。
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	中国 上海市	人民元 3,139,700	成形機 工作機械 その他	100.0	なし	当社成形機、工作機械等の販売を行っている。
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海市	人民元 82,770,345	成形機 その他	100.0	なし	当社成形機等の製造・販売を行っている。
(持分法適用関連会社) 株式会社ニューフレア テクノロジー (注)4	静岡県 沼津市	6,486百万円	半導体 装置の製 造販売	21.3	土地建物の 賃貸	業務委託契約に基づき、当社が、管理業務を一部代行している。
(その他の関係会社) 株式会社東芝 (注)4	東京都 港区	百万円 439,901	電気機械 器具の製 造販売	被所有 22.1	なし	当社製品の一部購入及び当社へ電気品の一部を納入している。

(注)1. 「主要な事業の内容」の欄には、(持分法適用関連会社)株式会社ニューフレアテクノロジー及び(その他の関係会社)株式会社東芝を除き、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 東芝機械マシナリー株式会社、東栄電機株式会社、TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICAは、特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4. (持分法適用関連会社)株式会社ニューフレアテクノロジー及び(その他の関係会社)株式会社東芝は、有価証券報告書を提出しております。

5. 東芝機械マシナリー株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
東芝機械マシナリー 株式会社	26,744	2,328	1,096	9,174	20,038

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
成形機	1,212
工作機械	535
その他	777
全社(共通)	543
合計	3,067

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,534	42.3	19.7	5,307,170

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、以下のとおりであります。

東芝機械労働組合	1,202名
東芝機械マシナリー労働組合	271名
東栄電機労働組合	124名
不二精機労働組合	71名
ハイエスト労働組合	75名

東芝機械労働組合は、産業別労働組合JAMに加入しております。

なお、労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度における経済情勢は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況に対する各国政府が打ち出した景気対策の効果もあり、徐々に底打ちの様相を呈してまいりました。しかしながら、一部の新興国の景気回復・経済成長を除いた世界経済は、設備投資や雇用・賃金の抑制が続き、結果として企業業績の本格的な回復には至らず、機械業界におきましても、一部の分野を除いて回復の道半ばという状況が続きました。

このような厳しい状況の中、当社グループは「ものづくりの原点に戻る」「経費削減を徹底する」「研究開発を加速させる」戦略に注力するとともに、国内外市場での受注確保、財務体質の改善、新商品の開発、市場の開拓等に全力をあげて取り組みました。

しかしながら、自動車関連を始めとする多くの顧客業界における設備投資が依然として低調に推移し、さらには景気の二番底の到来に対する懸念が根強かったことなどから、先行きの不透明感が払拭されず、当連結会計年度の受注高は、601億6千1百万円（前連結会計年度比42.9%減）と大幅な減少となりました。また、売上高も、受注と同様の影響を受け、746億9千4百万円（前連結会計年度比38.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の受注残高は、479億3千1百万円（前連結会計年度比23.3%減）となりました。

連結損益につきましては、固定費・変動費削減や経営全般にわたる合理化努力を徹底して実施してまいりましたが、営業損失は18億1千5百万円（前連結会計年度は営業利益115億3千6百万円）、経常損失は21億1千2百万円（前連結会計年度は経常利益98億9千1百万円）、当期純損失は45億3千1百万円（前連結会計年度は当期純利益53億2百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 成形機

受注面におきましては、射出成形機は、第2四半期以降に海外の自動車関連やIT・デジタル家電業界などに需要回復の動きは見られたものの、価格競争は激化し、また、国内の設備投資の抑制状況に変化がなく、大変厳しい状況で推移しました。

ダイカストマシンは、第3四半期に入り、海外の自動車関連向けに復調の兆しが出てきたものの、射出成形機と同様、厳しい状況で推移いたしました。

押出成形機は、二次電池や光学関連業界向けに需要回復の動きが見られました。

この結果、成形機部門全体の受注高は、316億2千6百万円（前連結会計年度比34.3%減）にとどまりました。

一方、売上高につきましては、307億8千万円（前連結会計年度比52.2%減）となりました。

営業損失につきましては、43億9百万円（前連結会計年度は営業利益41億5千7百万円）となりました。

#### 工作機械

受注面におきましては、工作機械は、昨年の世界同時不況に起因する需要の大幅な減少から回復基調にあるものの、小型機が中心であり、中・大型機の設備投資には慎重な状況が続いています。また、精密加工機につきましても光学・液晶関連業界で設備投資が回復せず、厳しい市場環境で推移しました。

この結果、工作機械部門全体の受注高は、167億5千2百万円（前連結会計年度比56.7%減）となりました。

一方、売上高につきましては、前期からの受注残もあり、313億3千4百万円（前連結会計年度比19.2%減）となりました。

営業利益につきましては、前連結会計年度に比べ31億3千2百万円減少し、29億4千1百万円となりました。

#### その他

受注面におきましては、油圧機器は、第3四半期に入り海外を中心とした建設機械業界向けに需要回復の動きが見られました。電子制御装置につきましても同様に海外の自動車関連、半導体関連業界向けに回復の兆しが見られました。

この結果、その他部門全体の受注高は、117億8千2百万円（前連結会計年度比36.2%減）となりました。

一方、売上高につきましては、140億1千5百万円（前連結会計年度比37.7%減）となりました。

営業損失につきましては、13億2千5百万円（前連結会計年度は営業利益5億4千万円）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 日本

売上高は、依然として設備投資の凍結や円高、企業業績の悪化などが継続したため、697億1千5百万円（前連結会計年度比39.2%減）となりました。営業損失は、売上と同様の影響を受け、22億6千万円（前連結会計年度は営業利益101億6千4百万円）となりました。

#### 北米

売上高は、米国経済の回復が遅れているため、53億9千1百万円（前連結会計年度比44.2%減）となりました。営業損失は、2億9千2百万円（前連結会計年度は営業利益5億5千7百万円）となりました。

#### アジア

売上高は、中国では景気回復の基調があるものの、その他各国の景気低迷の影響を受け、76億2千8百万円（前連結会計年度比42.2%減）となりました。営業利益は、前連結会計年度に比べ4億2千1百万円減少し、1億1百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ、52億9千8百万円増加し、319億9千2百万円となりました。なお、当連結会計年度における各活動によるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は100億5千4百万円の増加（前連結会計年度は21億7千9百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前当期純損失20億3千1百万円、仕入債務の減少49億4千万円、前受金の減少12億4千6百万円等があったものの、売上債権の減少123億5千6百万円、たな卸資産の減少65億9千5百万円等があったことによるものです。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は19億5千9百万円の減少（前連結会計年度は49億1百万円の減少）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出20億2千8百万円等によるものです。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は、29億円の減少（前連結会計年度は39億9千2百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入金の減少15億1千万円、配当金の支払額13億6千8百万円等によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1)生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
成形機(百万円)	25,264	43.6
工作機械(百万円)	30,662	78.1
その他(百万円)	19,672	61.5
合計(百万円)	75,599	58.5

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

3. 生産高の実績については、製品の製造を行なっている当社、東芝機械マシナリー(株)、(株)ハイエストコーポレーション、(株)不二精機製造所、東栄電機(株)、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.の連結生産高の実績となっております。

### (2)受注実績

当連結会計年度における受注実績及び連結会計年度末受注残高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)		受注残高(百万円)	
	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比 (%)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	前年同期比 (%)
成形機	31,626	65.7	18,708	104.7
工作機械	16,752	43.3	26,167	64.2
その他	11,782	63.8	3,056	79.3
合計	60,161	57.1	47,931	76.7

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### (3)販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比(%)
成形機(百万円)	30,780	47.8
工作機械(百万円)	31,334	81.9
その他(百万円)	12,579	65.4
合計(百万円)	74,694	61.3

(注) 1. 上記金額に消費税等は、含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### 3【対処すべき課題】

今後の国内外の景気見通しにつきましては、依然として主要顧客業界の設備投資が本格的に回復しておらず、予断を許さない状況ですが、有望な新市場の開拓、市場ニーズにあった新製品の投入、さらなる効率化により収益改善に努めてまいります。

現在の厳しい経済環境と産業構造の変化という状況のもとで、当社グループは平成22年4月1日から新中期経営計画「T M A C P l a n」(Toshiba Machine Adapt to the Change Plan)を策定、スタートいたしました。

新中期経営計画では、産業構造のパラダイムシフトという大きな変革に対して、自らがその変化の先頭立って、立ち位置を大きく変えることを目指します。

その立ち位置の方向として、エネルギー・環境をキーワードとした新たな産業構造ピラミッドに寄与する先進商品を当社のコア技術を基盤に作り出すことに注力する『先進戦略』と、現在の産業構造ピラミッドのボリュームゾーンとなる新興国市場に対し、既存商品の商品力をブラッシュアップし市場拡大を目指す『拡張戦略』を同時並行で進めてまいります。

この「先進と拡張」を基本方針として、当社グループ一丸となって筋肉質な体質を構築し、企業価値の向上と経営基盤の強化に向けてまい進してまいります。

また、ISO 9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、会社の将来を担う人材の育成ならびに法令遵守、社会貢献など企業の社会的責任活動にも積極的に取り組んでまいります。

#### 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会決議および同年6月26日開催の第84回定時株主総会における承認に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大量買付行為に対する買収防衛策を導入し、その有効期間を平成22年3月期の定時株主総会終結時までの3年間といたしました。

当社は、買収防衛策導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向および議論の進展を受け、当社の買収防衛策がさらに当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に沿うものとなるよう検討し、その結果、平成22年5月19日開催の取締役会決議および同年6月25日開催の第87回定時株主総会における承認に基づき、次のように買収防衛策を見直し、継続することといたしました。

買収防衛策に係る主な変更点は次のとおりです。

買収防衛策に係る当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保するために、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される「独立委員会」（社外取締役、社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者から構成）を設置し、対抗措置の発動をはじめとする買収防衛策の各プロセスにおいて、当社取締役会が独立委員会に諮問を行ないその勧告を受ける手続きを定めました。

独立委員会から対抗措置の発動に関し株主の皆様ご意思を確認すべきとの勧告があり、当社取締役会としても株主総会を招集して株主の皆様ご意思を確認することが適切であると判断した場合には、「株主意思確認総会」を開催する手続きを定めました。

対抗措置の発動を決定した後または発動後において、発動の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に諮問したうえで、対抗措置の停止または変更を行なう手続きを定めました。

## 記

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難であります。また、株式の大量買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大量買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を大量買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたものなど、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに大量買付者の提案が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関して大量買付者と交渉または協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、大量買付者による情報提供、当社取締役会による評価・検討といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づきまして、当社取締役会としましては、大量買付行為が前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行なわれること、また、当社取締役会が企業価値および株主共同の利益を毀損する大量買付行為を阻止するための対抗措置を講ずることが、当社および株主共同の利益の維持・向上に合致すると考えております。

なお、平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付行為を行なう旨の通告や提案を受けている事実はありません。

### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下の経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

#### (1) 当社の経営方針

当社グループは、常に変化の先頭に立つ、商品力の強化、CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱として経営を推進しております。

##### 常に変化の先頭に立つ

当社グループの主力商品（成形機、工作機械、油圧機器、電子制御装置など）の提供先となる産業界においては、グローバル規模で日々大きな市場変化がおきています。当社は刻々と変化する市場の動きをキャッチし、当社自らが変化への先頭に立つことで、持続的成長を目指し、現在の成長市場である新興市場（中国、インド、東南アジア、ブラジル）への取組みを強化するとともに将来の成長市場となるエネルギー・環境関連市場に対して積極的に参入してまいります。

##### 商品力の強化

当社グループは、技術プラットフォームとなる8つのコア技術（匠の加工・組立・測定技術／加工機・成形機的设计能力／カスタマイズ能力／材料技術／制御・メカトロ技術／摺動と回転／金型起点の成形加工技術／ナノ加工技術）を基盤として、お客様の成長に貢献できる商品を恒常的に提供できるよう、技術開発に取り組んでおります。商品開発では常にお客様の視点に立ち、お客様の期待に応えることができる魅力ある商品の創造に取り組んでおります。

##### CSR・コーポレートガバナンスの強化

当社グループでは、従業員による国や地域ごとの法令の遵守および社会規範・倫理の尊重を謳った「東芝機械グループ行動基準」を平成4年度に策定して以来、全従業員一人一人に浸透させるべく定期的に教育を実施してまいりました。事業活動におけるコンプライアンス（遵法）および内部統制機能を強化し、ステークホルダーから高い信頼と評価を得ることができる企業となり、社会的責任を果たしていくことを推進しております。

(2)経営方針を具現化するための中期経営計画

当社グループでは、平成22年度から平成24年度を対象とする中期経営計画である「T M A C P l a n」(I o s h i b a M a c h i n e A d a p t t o t h e C h a n g e P l a n)において、「先進と拡張」をコンセプトに更なる成長を旨としてまいります。

「先進」戦略では、最先端技術の開発スピードを加速させ、新たな成長市場となるエネルギー・環境分野に対応する商品を開発してまいります。また、「拡張」戦略では、既存商品の価値基準を見直し、ボリュームゾーンである新興国市場に対して果敢に挑戦してまいります。

これを具体的に推し進める戦略・施策として、研究開発の加速 真のグローバル化の推進 収益基盤の強化 を掲げ、企業価値を更に向上させ、グループ事業の優位性を保ってまいります。

研究開発の加速

原子力・風力・太陽光発電、二次電池、L E D、電子ペーパー、エコカーなど、“エネルギー・環境”をキーワードとした成長産業に寄与する商品の開発に注力してまいります。次々と移り変わる成長市場に対して、他社よりも先駆けて“先進”商品を提供し続けるために、最先端技術の研究開発に、スピードを持って取り組んでまいります。

真のグローバル化の推進

これまでの中期経営計画においても、グローバル戦略の推進については、日本仕様のハイエンド商品を海外へ輸出拡大することを中心に取り組んでまいりました。しかし、成長市場である新興国市場での“拡張”を目指すには、既存商品を新興国のお客様の価値基準に合致するよう見直す必要があります。また、それぞれのエリアの市場特性に合った経営戦略を、スピードを持って実行しなければ市場の変化に対応していくことができません。そこで、海外関係会社をエリアごとにグループ化し、その地域に適した経営戦略の遂行、商品開発、商品供給体制や販売網の構築など、抜本的な経営改革に取り組んでまいります。

収益基盤の強化

当社を支えるステークホルダーの期待に応え、企業価値および株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要と考えております。継続的な売上・利益の拡大を目指すために、経営意思決定のスピード化および事業経営の効率化を図り、事業構造改革を含めた経営改革を進めてまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1)大量買付ルールの概要

当社取締役会としては、後記3.(2)に規定する当社株式への買付行為(以下「大量買付行為」といいます。)は、以下に定める大量買付ルール(以下「本ルール」といいます。)に従って行なわれることが、株主共同の利益に合致すると考えます。

本ルールは、当社株式の大量買付行為を行なう者(以下「大量買付者」といいます。)が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

本ルールは、これにより株主の皆様にご判断をいただくために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保し、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損される場合には、当社が当該大量買付行為に対する対抗措置(後記3.(6)に定めるとおり、当該対抗措置の具体的な内容は、その発動時点において適切なものを当社取締役会が決定いたします、以下「対抗措置」と総称いたします。)を発動することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的としています。

(2)大量買付行為

対象となる買付行為(取引所金融商品市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為および平成22年6月25日開催の定時株主総会における本ルール継続時に、当社が発行者である株券等について、株券等保有割合または株券等所有割合が既に20%以上である者が買い増しする行為を除きます。)

当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]およびその共同保有者[3]の株券等保有割合[4]が20%以上となる買付行為

当社が発行者である株券等[5]について、買付後の株券等所有割合[6]が20%以上となる公開買付開始行為

(3)大量買付者にかかる情報の提供要請

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な以下に定める事項に関する情報(以下「買付情報」といいます。)および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(意向表明書)を、当社の定める書式により、提供していただきます。



< 提供情報の内容 >

大量買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、沿革、資本構成、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、財務内容、直近3年間の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表、当社事業と同種の事業についての経験を含まず。）

大量買付行為の目的・方法・内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み等、意向表明書において開示された大量買付行為の目的の具体的内容および大量買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含んだ行為の具体的内容。）

大量買付行為における当社株券等の買付対価の算定根拠および買付資金の裏づけ（買付資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含む資金調達の具体的内容および条件。）

大量買付行為完了後、大量買付行為に係る大量買付者およびそのグループが当社の経営権を取得した場合における当社経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策および配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値およびその算出根拠ならびに役員候補者およびその略歴

当社のお客様・取引先・従業員・地域関係者等当社の利害関係者との関係について、大量買付行為完了後に予定する処遇の変更の有無およびその内容

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する事項なお、提供された情報だけでは株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために不足していると考えられる場合、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な買付情報が提供されたと認められるまで追加的に情報を求めることがあります。

また、当社取締役会は、大量買付者によって、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な買付情報が提供されたと判断した場合には、後記3.(5)に定める独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）に諮問のうえ、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を株主の皆様の開示いたします。

(4)買付内容の検討

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行なった後60営業日[7]を、当社取締役会による大量買付者からの提供情報の評価および検討、大量買付者との交渉、大量買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

但し、当社取締役会は、大量買付行為の目的・方法・内容、大量買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の評価に特別に時間を要すると認められるときは、最大90営業日まで取締役会検討期間を延長できるものとし、この場合、当社取締役会は、延長される日数を大量買付者に通知するとともに、直ちに株主の皆様を開示いたします。したがって、大量買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、外部専門家等の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当該大量買付行為または当該大量買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、独立委員会に諮問のうえ、当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

(5)独立委員会の設置・勧告等

当社は、本ルールの実施にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置いたします（独立委員会規則の概要につきましては、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任します。なお、本ルールの実施にあたって予定している独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。独立委員会は、次の各事項に関し、大量買付行為に対する外部専門家の意見および外部の第三者からみずから入手した情報等を参照し、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行なうものとします。なお、独立委員会は、具体的な対抗措置の発動につき、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会に対し、後記3.(7)に定める株主意思確認のための株主総会を招集し、具体的な対抗措置の発動を付議することを勧告することがあります。

大量買付者による本ルールの遵守の有無

大量買付者から提供された買付情報の必要性および十分性

当社取締役会から経営方針等の代替案が提示される場合には当該代替案の内容の相当性

対抗措置の発動要件の該当性および具体的な対抗措置の内容の相当性

発動した対抗措置の停止または変更

その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきであると判断した事項

(6)対抗措置の発動

対抗措置の内容

大量買付者による大量買付行為が後記3.(6)のいずれかに該当し、当社取締役会が相当と認めた場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同利益の保護を目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が定める対抗措置を発動し、大量買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる措置をとるかは、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。具体的な対抗措置として、大量買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量買付者およびそのグループ以外の者への当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行なう場合がありますが、その概要は別紙4「新株予約権の無償割当てに関する概要」に記載のとおりです。

## 発動の判断基準

### ア 大量買付者が本ルールを遵守しない場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合には、大量買付行為の内容如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置の発動を決定いたします。

### イ 大量買付者が本ルールを遵守した場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくことになりま

す。

ただし、次に掲げる場合その他大量買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置の発動を決定いたします。

- ( ) 当該大量買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買い取りを要求することにある行為
- ( ) 当該大量買付行為の目的が、主として、不動産、動産、知的財産権・ノウハウ・企業秘密、主要取引先、お客様等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現することにある行為
- ( ) 当該大量買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部または重要な一部を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある行為
- ( ) 当該大量買付行為の目的が、主として、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させる等して、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある行為
- ( ) 反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大量買付行為
- ( ) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行なう強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある行為
- ( ) 大量買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社のお客様、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先、お客様等利害関係者との関係を破壊するおそれのある行為
- ( ) 買付の条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性）等が当社の企業価値の本質に鑑み不十分または不適切な買付行為

### 発動の判断主体

当社取締役会は、当該対抗措置の発動に関する決定をするに際して、その判断の公正性を確保するために、事前に、独立委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します。

独立委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他の事項についての勧告を行ないます（なお、独立委員会は、株主総会を招集し株主の皆様のご意思を確認することが適当である旨の勧告を行なうことがあります）。

当社取締役会は、この勧告の内容を株主の皆様へ開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決定します。なお、当社取締役会が独立委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記3.(4)に定める取締役会検討期間に含まれます。

#### 発動の手続き

##### ア 大量買付者が本ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大量買付者が本ルールを遵守していない場合、原則として、独立委員会に諮問のうえ、対抗措置を発動を決定いたします。ただし、大量買付者が本ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告がなされた後に対抗措置を発動するならば当社または株主の皆様に著しい不利益が生じることとなる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、対抗措置を決定することができますものとし、

##### イ 大量買付者が本ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大量買付者が本ルールを遵守した場合、原則として対抗措置を発動しないものとし、独立委員会により、大量買付行為が前記3.(6)イに定める対抗措置の発動の要件に該当し、対抗措置を発動することが相当である旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として対抗措置の発動を決定するものとし、

ただし、その場合でも、当社取締役会が、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上という観点から対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、対抗措置を発動しないことがあります。

また、当社取締役会は、いったん対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大量買付者が大量買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないとは当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、対抗措置の停止または変更を行なうことがあります。具体的には、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行なう等、対抗措置の発動が適切でないとは当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、権利行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。このような対抗措置の停止または変更を行なう場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を株主の皆様に開示いたします。

##### (7) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し対抗措置の発動に係る株主の皆様のご意思を確認することが適当であるとの勧告があり、当社取締役会としても、株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、具体的な対抗措置を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議します（但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

##### (8) 有効期間ならびに廃止および変更

本ルールの有効期間は、平成22年3月期の定時株主総会におけるご承認を得たうえで当該定時株主総会の終結時から平成25年3月期の定時株主総会の終結時までの3年間とします。本ルールの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議により、本ルールを廃止することができます。また、法令改正の動向等を踏まえ、有効期間中に定時株主総会で承認いただいた趣旨に反しない範囲内で、本ルールの変更等を行なうことがあります。

##### (9) 当社株主・投資家の皆様にご与える影響等

大量買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。但し、当該対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時適切な開示を行ないます。

なお、新株予約権の無償割当てを行なう場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様にご案内し、新株予約権が無償で割り当てられますので、申込みの手続等は不要ですが、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行なう必要があります（証券保管振替機構ご利用の株主様は、名義書換手続は不要です。）。

また、当社は、前記3.(6)イに定めるように、当社取締役会の判断により、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の停止または変更を行なうことがありますが、このような場合には、当社の株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、希釈化が生じることを想定して当社株式の売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を蒙る可能性があります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1)対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、基本方針に記載のとおり、大量買付者をして株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大量買付者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては、当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関して大量買付者と交渉または協議を行ない、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示すること、さらには本ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には大量買付者に対して適切な対抗措置を講じること等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(2)本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

当社は、以下の理由から、本ルールは、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

企業価値および株主共同の利益の維持または向上の目的

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについての適切なお判断を可能ならしめ、かつ、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

また、本ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上に資するような大量買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

事前開示

本ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件はいずれも具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家および大量買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

株主意思の反映

「有効期間ならびに廃止および変更」（前記3. (8)）において定めたとおり、本ルールは、当社定時株主総会のご承認を得ることにより、株主の皆様のご意思を確認いたします。

また、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本ルールを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

(3)本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本ルールは当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本ルールにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決定するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(注) [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

[3] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

[5] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

[6] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。但し、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合と合計する。

[7] 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。

別紙 1

当社の大株主の状況

平成22年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数	持株比率
株式会社東芝	33,545千株	22.1%
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	5,120	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,739	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,337	2.9
ザバンクオブニューヨーク-ジャスディック トリーティ アカウント	4,217	2.8
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラー アカウント	3,607	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,522	2.3
ガバメントオブシンガポール インベストメント コーポレーション ピー リミテッド	3,360	2.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,213	2.1
ニッポンベスト	3,000	2.0

(注) 1 当社は、自己株式を14,848,594株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会（以下「委員会」という）は、当社の定める大量買付ルール（以下「本ルール」という。）における当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員（以下「委員」という）は3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。  
なお、当社は委員との間で、秘密保持義務に関する規定を含む委任契約を締結する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
5. 委員会は、次の事項について、委員会として評価・検討のうえ決定を行ない、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。
  - (1)大量買付者による本ルールの遵守の有無
  - (2)大量買付者から提供された買付情報の必要性および十分性
  - (3)当社取締役会から経営方針等の代替案が提示される場合には当該代替案の内容の相当性
  - (4)対抗措置の発動要件の該当性および具体的な対抗措置の内容の相当性
  - (5)対抗措置の発動に関して株主総会を招集して株主の意思を確認することの適否
  - (6)発動した対抗措置の停止または変更
  - (7)その他当社取締役会が独立委員会に諮問すべきであると判断した事項
6. 委員会は当社取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
7. 委員会は、その職務の遂行にあたり必要に応じ、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。
8. 委員会の勧告内容の決定は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以上



独立委員会委員の略歴（五十音順）

1. 秋山 寛（あきやま かん）

昭和18年 7月21日生まれ  
昭和42年 4月 湯浅電池株式会社入社  
平成11年 5月 同社自動車電池本部長兼特販事業部長  
平成11年 6月 同社取締役  
平成13年 6月 同社常務取締役  
平成14年 4月 ユアサバッテリー販売株式会社代表取締役社長  
平成16年 4月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション専務取締役  
平成17年 6月 同社専務執行役員  
平成17年10月 株式会社ジーエス・ユアサ マニュファクチャリング代表取締役社長  
平成18年 6月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役会長  
平成21年 6月 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション相談役（現任）

2. 小倉 良弘（おぐら よしひろ）

昭和20年12月 8日生まれ  
昭和48年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、新家猛法律事務所入所  
昭和57年 4月 小倉・田中法律事務所（現ひびき法律事務所）設立 現在に至る  
平成 6年 6月 東京航空計器株式会社監査役（非常勤、現任）  
平成 8年 6月 株式会社武富士監査役（非常勤、現任）  
平成21年 6月 日鐵商事株式会社監査役（非常勤、現任）

3. 寺本 哲（てらもと さとし）

昭和16年 6月29日生まれ  
昭和41年 2月 宮坂公認会計士事務所入所  
昭和44年 3月 監査法人第一監査事務所設立入所  
昭和61年 1月 センチュリー監査法人代表社員就任  
平成12年 4月 監査法人太田昭和センチュリー代表社員就任  
平成14年 5月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）副理事長就任  
平成18年 5月 同法人副理事長任満了退任  
平成19年 6月 定年により、同法人脱退

### 新株予約権の無償割当てに関する概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行いません。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

4. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。

5. 新株予約権の行使条件

大量買付者、大量買付者の共同保有者、大量買付者の特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（当社の株券等を取得または保有することが株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等（以下「非適格者」といいます。）に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めます。

6. 当社による新株予約権の取得

対抗措置の発動を停止した場合など当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、全ての新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「指定日」といいます。）において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち指定日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項の詳細その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

以上

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成22年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営成績の季節的変動について

当社グループは、扱い商品が生産財という事業の特性から、売上高、営業損益が期末に偏る傾向があります。従って、売上高及び利益の一部が翌期にずれ込んだ場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2)競合等の影響について

当社グループは、射出成形機、工作機械などの生産財を製造・販売していますが、同業との間に、品質、価格、サービス等において競合が生じています。今後、需要の低下または過剰供給が生じ販売競争が激化した場合、当社グループの業績に影響をもたらす可能性があります。

(3)海外依存リスクについて

当社グループの海外売上高は全体の約半分を占めておりますので、世界各地域の政治、経済、社会情勢の変化や各種規制、為替レートの変動、その他突発的な外部要因などが、業績に影響を与える可能性があります。

(4)金利変動リスクについて

当社グループは、事業資金の一部を主に金融機関から借入金として調達しております。当社グループとしては、中期経営計画に則り、有利子負債の返済に努め自己資本の充実に注力する方針であります。現行の金利水準が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5)退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づき算出されています。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。割引率や運用利回りに変動が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6)地震等による影響について

当社グループは、東海地震の発生が予想される静岡県などの地域に重要な製造拠点等を有しており、これらの地域において大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの生産、業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

(7)借入金の財務制限条項について

当社グループの借入金の一部については、財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、融資条件の見直し等の可能性があります。その場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### 技術援助受入契約

技術援助受入契約は、次のとおりであります。

契約相手方	契約年月日	契約項目	契約期間	対価
ファナック株式会社	平成10年7月22日	電動式射出成形機に関する特許の実施許諾	平成15年7月22日以降1年間毎の自動延長	(1) イニシャルペイメントなし (2) 売上高に対し一定料率のロイヤリティ

(注) 上記の契約は当社と相手方との間において締結されたものであります。

## 6【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、市場の変化や電子・情報産業の発展等に対応するため、当社の技術統括部及び各事業の開発部門が中心となって、製品の高機能化と新製品創出のための研究開発を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、15億6千6百万円であり、事業の種類別セグメントの研究開発の目的、主要課題及び研究開発費は次のとおりであります。なお、上述の研究開発費には、技術統括部で行なっている各セグメントに配分できない研究開発費3億3千9百万円が含まれております。

### (1)成形機

成形機は、射出成形機のハイサイクル化・高精度化・稼働時の省エネルギー化及びダイカストマシンのハイサイクル化・高機能化・省エネルギー化を目的として、東芝機械成形機エンジニアリング(株)と連携を取りながら、電動式射出成形機、ハイブリッド成形機等の研究開発を行っております。また、押出成形機については、高機能化を目的として、エネルギー・環境関連に注力した新成形システムの研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費は、4億1百万円であります。

### (2)工作機械

工作機械は、工作機械の高速化・高精度化及び複合加工の実現を目的として、東芝機械マシナリー(株)が主となり、(株)不二精機製造所と連携を取りながら、高速主軸、5軸アタッチメント、門形マシニングセンタ、横中ぐり盤等の研究開発を行っております。精密機械分野では、超精密高速加工機、非球面加工機等の研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費は、4億9千1百万円であります。

### (3)その他

制御装置関係では、NC制御の高速化・高精度化に対応することを目的として、東栄電機(株)と連携を取りながら、高機能NC制御装置、システムロボット等の研究開発を行っております。油圧機器関係では、(株)ハイエストコーポレーションが主となり、省エネ油圧システム等の研究開発を、また、微細転写装置分野では、光学用途のナノインプリント装置の研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費は、3億3千3百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 当連結会計年度の財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末(以下「前期末」)に比べ169億2千7百万円減少し、1,158億6百万円となりました。このうち、流動資産は前期末に比べ153億8千2百万円減の832億6千万円、固定資産は前期末に比べ15億4千4百万円減の325億4千6百万円となりました。

流動資産の主な減少要因は、売上高の減少に伴い売上債権が123億5千6百万円、たな卸資産が65億9千6百万円それぞれ減少しております。

負債は、前期末に比べ115億8千7百万円減少し、524億3千4百万円となりました。この主な減少要因は、仕入債務の減少49億4千1百万円、短期借入金の減少14億9千5百万円によるものであります。

純資産は、利益剰余金が58億9千9百万円減少したこと等により、前期末に比べ53億4千万円の減少となりました。

この結果、資産の圧縮効果により、自己資本比率が54.7%(前期比2.9%改善)となり、財務体質が改善いたしました。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

#### 売上高

売上高は、自動車関連を始めとする多くの顧客業界における設備投資が依然として低調に推移し、さらには景気の二番底の到来に対する懸念が根強かったことなどから、先行きの不透明感が払拭されず、746億9千4百万円(前期比38.7%減)となりました。

#### 売上総利益、営業利益

売上総利益は、売上高の大幅な減少、操業の悪化等により、182億2千3百万円(前期比50.9%減)となりました。また、営業損失は、販売費及び一般管理費が好転したものの、売上高の大幅な減少により18億1千5百万円(前連結会計年度は営業利益115億3千6百万円)となりました。

#### 経常利益

営業外損益は、持分法による投資利益等により、2億9千7百万円の費用(純額)となり、前連結会計年度に比べ13億4千8百万円費用(純額)が減少いたしました。この結果、経常損失は21億1千2百万円(前連結会計年度は経常利益98億9千1百万円)となりました。

#### 当期純利益

特別損益は8千1百万円の利益(純額)となり、前連結会計年度に比べ1億7百万円利益(純額)が増加いたしました。この結果、税金等調整前当期純損失は20億3千1百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益98億6千6百万円)となりました。税金費用は、繰延税金資産の取崩し等があったことにより、当期純損失は45億3千1百万円(前連結会計年度は当期純利益53億2百万円)となりました。

### (3) キャッシュ・フローの分析

営業活動による資金は、税金等調整前当期純損失、仕入債務の減少、前受金の減少があったものの、売上債権の減少及びたな卸資産の減少により、100億5千4百万円の増加となりました。

投資活動による資金は、有形固定資産の取得による支出等により、19億5千9百万円の減少となりました。

財務活動による資金は、短期借入金の減少、配当金の支払等により、29億円の減少となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ52億9千8百万円増加し、319億9千2百万円となりました。

なお、当社グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりであります。

	20年3月期	21年3月期	22年3月期
自己資本比率(%)	44.3	51.8	54.7
時価ベースの自己資本比率(%)	60.4	33.2	52.3
債務償還年数(年)	2.7	9.0	1.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	16.0	5.6	37.4

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループは、成長が期待できる商品分野の開発に重点を置くとともに、生産能力増強や合理化のための設備等を中心に6億2千4百万円の設備投資を実施いたしました。

各セグメントにおける設備投資は、次のとおりであります。

(成形機)

生産能力増強及び成形技術開発のための設備を中心に、2億6千2百万円の設備投資を実施いたしました。

(工作機械)

生産能力増強及び生産体制合理化のための設備等を中心に、7千3百万円の設備投資を実施いたしました。

(その他)

生産能力増強及び生産体制合理化のための加工機械設備等を中心に、2億8千8百万円の設備投資を実施いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

(1)提出会社

(平成22年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
沼津本社 (静岡県沼津市)	成形機・工作機械・その他	生産・販売・管理設備	5,197	1,975	2,789 (233)	58	977	10,998	1,169
相模工場 (神奈川県座間市)	成形機	生産・販売設備	1,870	446	173 (144)	6	18	2,515	161
御殿場工場 (静岡県御殿場市)	工作機械	生産設備	2,514	225	1,959 (85)	-	5	4,703	20
東京本店 (東京都千代田区)	成形機・その他	販売設備	45	-	450 (3)	-	0	496	132
関西支店 (大阪府大阪市北区)	成形機・工作機械・その他	販売設備	68	0	39 (1)	-	0	108	23
中部支店 (愛知県名古屋市名東区)	成形機・その他	販売設備	6	0	5 (0)	-	0	11	24

(2) 国内子会社

(平成22年3月31日現在)

会社名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及び構築物 (百万円)	機械装置及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
東芝機械マシナリー㈱ (静岡県沼津市)	工作機械	生産・販売 修理・改造 設備	69	88	13 (0)	-	84	255	366
㈱ハイエストコーポ レーション (神奈川県座間市)	その他	生産・販売 設備	5	644	- -	-	29	679	111
東芝機械成形機エンジ ニアリング㈱ (静岡県沼津市)	成形機	修理・改造 設備	508	33	1,012 (8)	5	29	1,588	238
東栄電機㈱ (静岡県三島市)	その他	生産・販売 設備	475	116	814 (13)	-	12	1,418	208
㈱不二精機製造所 (静岡県駿東郡)	工作機械・ その他	生産・販売 設備	435	52	- -	-	14	503	100

(3) 在外子会社

(平成22年3月31日現在)

会社名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及び構築物 (百万円)	機械装置及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA (米国 イリノイ州)	成形機・工作機 械・その他	販売設備	154	2	31 (19)	-	60	249	74
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE. LTD. (シンガポール)	成形機・ 工作機械	販売設備	-	10	- -	-	12	22	35
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. (中国 上海市)	成形機・ その他	生産・販売 設備	731	175	- -	-	74	980	217

(注) 1. 帳簿価額の「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定が含まれております。

なお、消費税等は含まれておりません。

2. 提出会社の沼津本社の土地の帳簿価額には(株)不二精機製造所への貸与分1,615百万円(25千㎡)が含まれております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1)重要な設備の新設等

当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資につきましては、「市場の変化にすばやく対応し、市場拡大に合わせ積極的な設備投資を進めるとともに生産効率の飛躍的向上につながる設備、新規事業設備、要素技術開発・顧客ニーズの先取りによる新商品開発のスピードアップに必要な開発・研究設備及び遵法・環境改善対応設備」を投資目標とし、成長が期待できる商品分野に重点を置くとともに、生産体制合理化・生産能力増強のための設備投資等を勘案し計画しております。設備計画は、原則的には、海外現法を含め連結会社各社が個別に策定していますが、グループ全体で重複投資にならないよう、提出会社を中心に調整を図っております。

当連結会計年度末現在における設備計画については、多種多様な事業を国内外で行なっており、プロジェクトや期末時点にて計画されているもの以外の設備計画も見込んでおります。

事業の種類別セグメントの主要な計画は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	平成22年3月末計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
成形機	900	生産能力増強・効率化のための生産設備の整備及び自社設備等	自己資金
工作機械	600	生産能力増強のための生産設備及び自社設備等	〃
その他	900	生産能力増強、生産設備の効率化、新規事業設備等	〃
合計	2,400		

（注）消費税等は含まれておりません。

#### (2)重要な設備の除却等

経常的な設備更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	166,885,530	166,885,530	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 1,000株
計	166,885,530	166,885,530	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年4月1日 (注)	-	166,885,530	-	12,484	132	11,538

(注) 子会社東栄電機(株)の株式と当社の自己株式交換による株式交換差益であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	52	42	166	135	6	13,969	14,370	-
所有株式数(単元)	-	37,574	1,527	40,070	35,982	29	51,305	166,487	398,530
所有株式数の割合(%)	-	22.57	0.92	24.07	21.61	0.02	30.81	100	-

(注) 自己株式14,848,594株は「個人その他」に14,848単元及び「単元未満株式の状況」に594株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)東芝	東京都港区芝浦1-1-1	33,545	20.10
資産管理サービス信託銀行(株) (年金信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	5,120	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	4,739	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,337	2.60
THE BANK OF NEW YORK -JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4-16-13)	4,217	2.53
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1)	3,607	2.16
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,522	2.11
NT RE GOVT OF SPORE INVT CORP P. LTD (常任代理人 香港上海銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,360	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,213	1.93
NIPPONVEST (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	3,000	1.80
計		68,661	41.14

(注) 1. 上記のほか、自己株式が14,848千株あります。

2. みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるみずほ投信投資顧問株式会社から平成21年8月21日付の大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成21年8月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	12,896	7.73
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	922	0.55
計	-	13,818	8.28

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,848,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,639,000	151,639	同上
単元未満株式	普通株式 398,530	-	1単元(1,000株)未 満の株式
発行済株式総数	166,885,530	-	-
総株主の議決権	-	151,639	-

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東芝機械(株)	東京都千代田区内 幸町2-2-2	14,848,000	-	14,848,000	8.9
計	-	14,848,000	-	14,848,000	8.9

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,835	1,738,659
当期間における取得自己株式	52	21,684

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	14,848,594	-	14,848,646	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。

当期においては、1株につき4.50円の配当（うち中間配当3.00円）を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化とともに、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に勘案し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していく予定であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行なうことができる。」旨定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年10月30日 取締役会決議	456	3.00
平成22年4月30日 取締役会決議	228	1.50

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第83期 平成18年3月	第84期 平成19年3月	第85期 平成20年3月	第86期 平成21年3月	第87期 平成22年3月
最高(円)	1,395	1,485	1,236	872	427
最低(円)	491	852	593	222	276

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	329	325	373	411	388	417
最低(円)	283	281	304	349	341	351

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

5【役員 の 状 況】

役名及び職名	氏 名 ( 生年月日 )	略 歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社 長	飯 村 幸 生 (昭和31年6月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社射出成形機技術部長 平成16年10月 当社微細転写事業部長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社技術統括部長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	16
代表取締役 副社長 (経営監査室長兼 輸出管理部長兼 御殿場工場長)	跡 部 與 志 (昭和22年11月26日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年6月 当社企画部長 平成15年6月 当社取締役、考査室長 平成18年6月 当社常務取締役、経営監査室長(現任) 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年1月 当社御殿場工場長(現任) 平成21年6月 当社代表取締役専務取締役、輸出管理部長(現任) 平成22年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)2	20
専務取締役 (材料加工 事業部長)	矢 野 文 久 (昭和23年12月13日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年10月 当社材料事業部長 平成14年10月 当社材料加工事業部長(現任) 平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役、生産・資材統括部長 平成22年6月 当社専務取締役(現任)	(注)2	16
常務取締役 (生産・資材統括 部長)	井 出 彰 訓 (昭和25年9月11日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社押出成形機技術部長 平成14年6月 当社押出成形機事業部長 平成18年6月 当社取締役、生産・資材統括部長(現任) 平成21年6月 当社常務取締役(現任)	(注)2	12
常務取締役	花 井 宏 志 (昭和27年6月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年1月 当社射出成形機営業部長 平成15年10月 当社射出成形機事業部長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社嘱託 平成20年3月 ㈱山城精機製作所代表取締役社長 平成22年6月 当社常務取締役(現任)	(注)2	6
取 締 役 (人事部長)	岸 本 吉 弘 (昭和29年6月13日生)	昭和53年4月 当社入社 平成10年4月 当社経理部資金担当課長 平成15年10月 当社経理部原価・予算担当グループマネージャー 平成16年6月 当社経理部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成22年6月 当社人事部長(現任)	(注)2	14
取 締 役 (工場改革プロジ ェクトリーダー)	鈴 木 孝 尚 (昭和28年7月8日生)	昭和55年9月 当社入社 平成13年7月 当社制御システム技術開発部長 平成17年7月 当社制御システム技術部長 平成19年6月 当社制御システム事業部長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成22年5月 当社工場改革プロジェクトリーダー(現任)	(注)2	7
取 締 役 (相模工場長)	広 中 哲 (昭和28年9月10日生)	昭和52年4月 東京芝浦電気(株)(現、(株)東芝)入社 平成18年4月 同社火力・水力事業部火力・水力企画部長 平成19年4月 同社火力・水力事業部長附 平成20年6月 当社常勤監査役 平成21年6月 当社取締役、相模工場長(現任)	(注)2	8
取 締 役 (押出成形機 事業部長)	八 木 正 幸 (昭和33年11月6日生)	昭和58年4月 当社入社 平成14年6月 当社押出成形機技術部長 平成16年10月 当社押出成形機営業部長 平成18年6月 当社押出成形機事業部長(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)2	7

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (企画部長)	坂元 繁友 (昭和33年5月22日生)	昭和58年4月 当社入社 平成14年1月 当社工作機械事業部長室参事 平成14年6月 当社企画部参事 平成18年6月 当社企画部長(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)2	5
常勤監査役	松本 倫雄 (昭和25年9月8日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社制御システム品質保証部長 平成11年10月 当社制御システム工作電気部長 平成13年6月 当社制御システム事業部長 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	6
常勤監査役	鈴木 正博 (昭和28年2月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 当社工作機械事業部長室長 平成16年4月 当社営業推進部営業管理担当グループマネージャー 平成17年6月 当社 TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD. 代表取締役社長 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	7
常勤監査役	牧野 輝幸 (昭和30年5月5日生)	昭和55年4月 東京芝浦電気(株)(現、(株)東芝)入社 平成16年4月 同社府中電力・社会システム工場品質保証部長 平成19年4月 同社経営監査部経営監査第四担当参事 平成20年4月 同社経営監査部経営監査第五担当グループ長 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	6
監査役	渡辺 通春 (昭和23年12月13日生)	昭和52年7月 東京芝浦電気(株)(現、(株)東芝)入社 平成17年6月 同社執行役常務(マーケットクリエーション部長兼自動車システム事業統括部長) 平成18年4月 同社執行役常務(マーケットクリエーション部長) 平成19年6月 同社執行役常務(総合営業推進部長) 平成21年6月 同社顧問(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計	-			130

- (注) 1. 常勤監査役牧野輝幸及び監査役渡辺通春は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
3. 平成20年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
4. 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
5. 当社は、法令に定める監査役の数に満たない場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。  
補欠監査役中山純史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
中山 純史	昭和30年11月11日生	昭和53年4月 東京芝浦電気(株)(現、(株)東芝)入社 平成13年4月 同社デジタルメディアネットワーク社経営企画部グループ(企画担当)グループ長 平成14年4月 同社デジタルメディアネットワーク社経営企画部長 平成18年4月 同社デジタルメディアネットワーク社社長兼東芝シンガポール社社長 平成19年6月 同社地域戦略部長 平成22年4月 同社経営企画部経済動向調査室長兼グループ経営担当グループ長(現任)	-

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

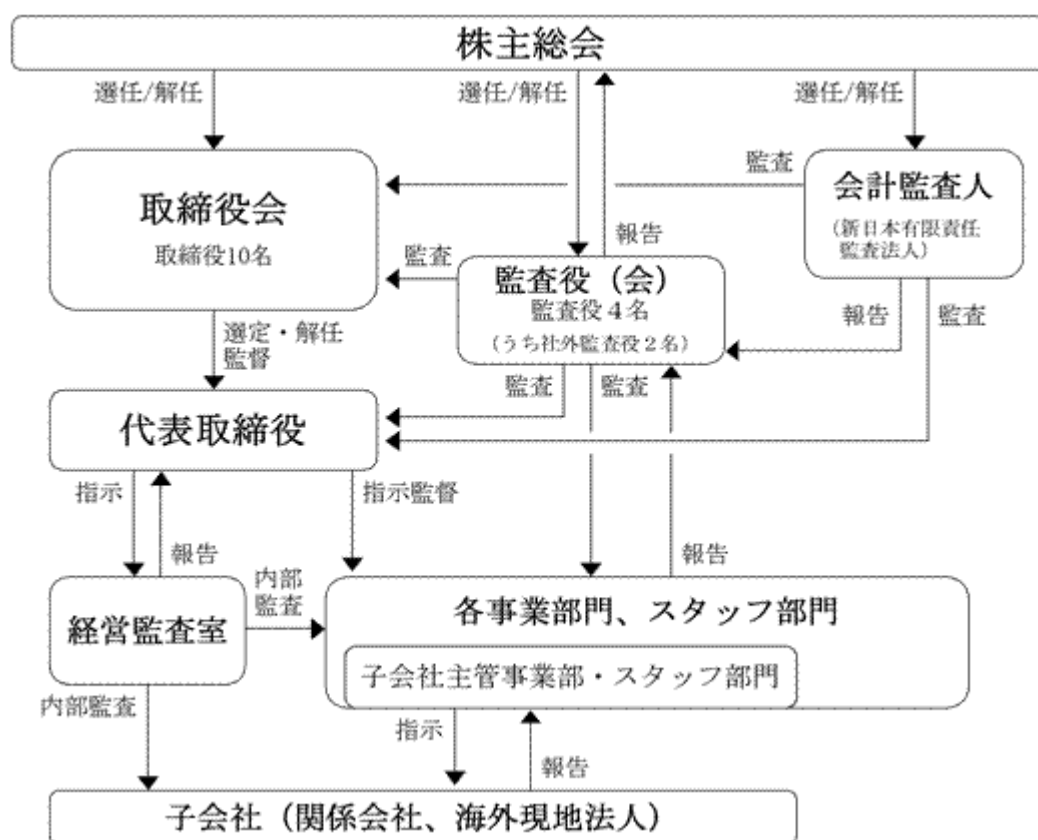
#### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、人間尊重を基本として、豊かな価値の創造により産業の基盤づくりに寄与し、世界の人々の生活・文化の向上に貢献することをグループ経営理念としております。そして当社が実際に事業活動を展開していくにあたって、法令を遵守し社会規範・企業倫理に従って行動するという観点から、経営理念を具体化した「東芝機械グループ行動基準」を定めております。このような経営理念・行動基準のもと、当社は、「内部統制基本方針」に基づき適切な内部統制システムを整備し、経営効率を高め経営力を強化するとともに、リスク管理、法令等遵守のリスク・コンプライアスマネージメントを推進することにより、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの目的としております。また当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、監査役が、会計監査人及び内部監査部門と連携して、経営を監査する機能を整えております。

#### (2)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### 会社の機関の内容

当社の機関・内部統制の関係は次のとおりであります。



#### a) 取締役会等

当社の取締役は10名で、迅速かつ確かな意思決定ができる規模であり、取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催しております。取締役会では、法令や当社定款に定められた事項及び重要な業務に関する事項について審議・決定・報告を行なうほか、内部統制システムの構築と実効性の確保に努めております。

また、毎月経営戦略会議及び常務会をそれぞれ開催し、経営方針や戦略に関する討議・報告・方向づけならびに業務執行に関する重要事項を審議・決定・報告しております。

#### b) 監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して、経営を監査する機能を整えております。監査役4名のうち2名は社外監査役を登用し、常勤監査役を3名として、公正・客観的な立場から取締役の職務執行を監査しております。



c) 会計監査人・弁護士

会計監査については、新日本有限責任監査法人に依頼し、公正かつ適正な監査が実施されております。また顧問弁護士から、法律上の判断を必要とする場合には適時アドバイスを受けております。

d) コンプライアンスの推進

当社は、当社グループの事業活動を行なうに際しての「行動基準」を作成し、その配付・教育を通じて、全役員・従業員の企業倫理意識の向上と社会的責任の育成に努めております。また、法令違反などの不法・不正行為を未然に防止するため、企業倫理ヘルプライン（相談窓口）を法務部門と内部監査部門に設置し、全社員及び取引先社員からの情報・相談を受け付けております。

e) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役による監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社の業態・規模から最適であると判断し、監査役設置会社の体制を採用しております。監査役4名（うち社外監査役2名）のうち3名は常勤監査役として内部監査部門と連携して社内業務監査を日常的に行ない、経営戦略会議、常務会等の重要会議に出席し、適宜意見を述べております。また、監査役は会計監査人と連携して取締役の職務執行状況を監査しております。当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が独立的立場でチェック機能を果たしており、十分に経営の監視ができる体制が整っていると考えております。

会社の内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、次のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備しております。

a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「東芝機械グループ経営理念」「東芝機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- (イ) 当社取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- (ウ) 当社取締役は取締役会で定期的に職務遂行状況を報告するとともに、法令等遵守に関する必要事項について随時報告する。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 当社は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。  
取締役および監査役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- (イ) 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、全社のリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、総務部門がこれを行なう。また、ビジネスリスクについては「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- (イ) 当社取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、リスク要因の継続的の把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案推進する。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- (ア) 取締役は「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、常務会、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- (イ) 取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- (ウ) 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「「決裁権限基準」に基づき、使用人の権限、責任を明確化する。
- (エ) 取締役は、各部門、各使用人の具体的目標、役割を設定する。
- (オ) 経営戦略会議、常務会、月次報告会において、年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、使用人に「東芝機械グループ行動基準」を遵守させる。
- (イ) リスクマネジメントオフィサー(RMO)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、コンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- (ウ) 取締役は、内部通報体制を採用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。
- (エ) 内部監査部門は、使用人の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

f) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (ア) 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- (イ) 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループ行動基準」を採択、実施することを要請する。
- (ウ) 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築する。
- (エ) 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループ監査役監査方針」に準じた監査体制を構築するよう要請する。

g) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (ア) 監査役から業務補助のための監査役スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、取締役と監査役が速やかに意見交換を行なう。
- (イ) 当該使用人は取締役の指揮命令系統に属さず、監査役の指示のもと職務を遂行する。

h) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (ア) 取締役および使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査役に報告する。
- (イ) 取締役および使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、定例または経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合は都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
- (ウ) 代表取締役社長は監査役に対し常務会等監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。
- (イ) 取締役、使用人は、監査役の要請に応じてヒアリング等を通じて職務執行状況を報告する。
- (ウ) 取締役は、内部監査に係る実施結果を監査役に都度報告する。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査については、社長直属の組織である経営監査室（7名）が内部統制の検証を行っております。監査役監査については、監査役4名のうち2名は社外監査役を登用し、公正な監査が行なえる体制となっております。

当社の監査役は、会計監査人の監査方針・監査計画について事前協議を行ない、四半期、期末監査結果の報告聴取ならびに、必要に応じて意見交換を実施しております。また、内部監査部門と監査方針、監査計画について事前協議を行ない、意見交換を行っております。

会計士監査については、新日本有限責任監査法人より監査を受けており、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士等の氏名	継続監査年数	監査業務に係る補助者の構成	
指定有限責任社員 業務執行社員 鐵 義正	4年	公認会計士	7名
指定有限責任社員 業務執行社員 内田 英仁	3年	会計士補等	7名
指定有限責任社員 業務執行社員 中原 義勝	1年		

社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役の牧野輝幸氏は株式会社東芝に勤務し、同社の業務執行を監査する経営監査部門における2年3ヶ月の経験を経て、同社を退職した後、当社の社外監査役に就任しております。同氏は内部監査業務の経験も活かし、取締役会において適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べ、経営を独立的な立場でチェックし、当社の取締役会に対する監視機能を十分に発揮しております。

社外監査役の渡辺通春氏は株式会社東芝において顧問の身分を有しながら、当社の社外監査役に就任しております。同氏は経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会において適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べ、経営を独立的な立場でチェックし、当社の取締役会に対する監視機能を十分に発揮しております。

なお、株式会社東芝と当社との取引は僅少であり、両氏とも当社との間に特別な利害関係はありません。また、牧野輝幸氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

社外監査役の選任状況につきましては、2名を選任していますが、社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の要件を満たす補欠監査役1名を選任しております。

なお、社外監査役は、監査役会の一員として、内部監査部門である経営監査室と、同部門の監査方針、監査計画について事前協議を行ない、意見交換をするとともに、定例で会合を開催して監査状況の報告を受ける体制を構築しております。同様に、会計監査人の監査方針・監査計画について事前協議を行ない、各四半期レビュー及び期末監査結果の報告聴取、ならびに適宜必要に応じて意見交換等を実施することで緊密な連携を保ち、監査の品質および効率の向上に努めております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えておりますが、現在の社外監査役2名により独立的な立場での適切な監査が実施されているため、現状の体制としております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、全社のリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議及び答申を行なうリスク管理委員会を設置しております。

また、規程に基づき、定期的にリスク管理委員会を開催し、リスク管理活動の実施状況の確認と必要な対策の検討・立案を行っております。

(4)役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	122	122	-	-	-	13
監査役 (社外監査役を除く。)	30	30	-	-	-	2
社外役員	17	17	-	-	-	4

(注) 1. 上記には、平成21年6月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役2名(うち社外監査役2名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等は、役職位を基本とした月額報酬および会社業績の向上を図るための業績連動報酬(賞与)からなります。その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力および責任に見合う適切な水準としています。

監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する役割ですが、当社の健全かつ持続的な企業価値の向上を図るという点では、取締役と共通の目的を持っています。この考え方にに基づき、監査役の報酬等は固定的な月額報酬および会社業績の向上を図るための業績連動報酬(賞与)からなります。良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすため、その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮した適切な水準としています。

(5)取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(6)取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨定款に定めております。

(7)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう旨定款に定めております。

(9)株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
 30銘柄 4,153百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車(株)	449,716	1,684	取引関係の円滑化のため
(株)静岡銀行	910,660	742	取引関係の円滑化のため
日産自動車(株)	425,364	340	取引関係の円滑化のため
(株)横浜銀行	444,215	203	取引関係の円滑化のため
大日本印刷(株)	127,525	161	取引関係の円滑化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	51,202	158	取引関係の円滑化のため
リョービ(株)	455,051	143	取引関係の円滑化のため
積水化学工業(株)	224,179	142	取引関係の円滑化のため
(株)三條機械製作所	625,625	120	取引関係の円滑化のため
アイダエンジニアリング(株)	204,000	79	取引関係の円滑化のため

(注) 貸借対照表計上額の上位10銘柄を記載しております。

( 2 ) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	38	0
連結子会社	17	-	8	-
計	57	-	46	0

【その他重要な報酬の内容】

( 前連結会計年度 )

当社の連結子会社であるTOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngに対して、監査証明業務に対する報酬を支払っております。

( 当連結会計年度 )

当社の連結子会社であるTOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngに対して、監査証明業務に対する報酬を支払っております。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

( 当連結会計年度 )

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っております。

【 監査報酬の決定方針】

監査内容、監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第86期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第87期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び第86期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び第87期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しているほか、同法人や会計に関する専門機関が実施するセミナーへの参加等を行っております。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,194	15,992
受取手形及び売掛金	40,989	28,633
有価証券	11,500	16,000
商品及び製品	4,639	3,093
仕掛品	20,975	16,492
原材料及び貯蔵品	668	101
繰延税金資産	2,425	1,492
その他	2,456	1,690
貸倒引当金	207	237
流動資産合計	98,642	83,260
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,020	34,179
減価償却累計額	21,079	21,922
建物及び構築物(純額)	12,940	12,257
機械装置及び運搬具	30,854	30,630
減価償却累計額	26,171	26,844
機械装置及び運搬具(純額)	4,683	3,786
土地	6,052	5,989
リース資産	79	97
減価償却累計額	6	25
リース資産(純額)	72	72
建設仮勘定	317	853
その他	7,161	6,931
減価償却累計額	6,453	6,438
その他(純額)	708	493
有形固定資産合計	1, 2 24,775	1, 2 23,452
無形固定資産		
その他	606	480
無形固定資産合計	606	480
投資その他の資産		
投資有価証券	3 5,934	3 6,907
長期貸付金	174	132
繰延税金資産	1,774	652
その他	3 1,170	3 1,238
貸倒引当金	345	318
投資その他の資産合計	8,708	8,612
固定資産合計	34,090	32,546
資産合計	132,733	115,806



	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,253	17,312
短期借入金	2 12,009	2 10,514
未払法人税等	607	221
未払費用	4,610	3,611
製品保証引当金	83	73
その他	6,562	3,892
流動負債合計	46,126	35,626
固定負債		
長期借入金	7,500	7,500
長期未払金	1,054	46
繰延税金負債	-	123
退職給付引当金	9,179	8,997
役員退職慰労引当金	96	86
その他	65	53
固定負債合計	17,895	16,807
負債合計	64,021	52,434
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金	19,600	19,600
利益剰余金	46,826	40,926
自己株式	10,036	10,038
株主資本合計	68,875	62,974
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,061	1,516
繰延ヘッジ損益	6	3
為替換算調整勘定	1,230	1,122
評価・換算差額等合計	163	397
純資産合計	68,712	63,372
負債純資産合計	132,733	115,806

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	121,890	74,694
売上原価	1, 3 84,760	1, 3 56,470
売上総利益	37,129	18,223
販売費及び一般管理費		
販売手数料	1,803	1,166
荷造運搬費	3,249	1,870
製品保証引当金繰入額	83	128
従業員給料及び手当	2 11,136	2 9,210
退職給付費用	638	638
減価償却費	683	914
賃借料	877	785
旅費及び交通費	1,377	946
研究開発費	3 1,045	3 1,103
外注費	1,093	483
その他	3,604	2,792
販売費及び一般管理費合計	25,593	20,039
営業利益又は営業損失( )	11,536	1,815
営業外収益		
受取利息	169	53
受取配当金	231	134
持分法による投資利益	-	111
受取賃貸料	178	172
助成金収入	-	384
その他	298	208
営業外収益合計	877	1,066
営業外費用		
支払利息	268	235
手形売却損	86	23
為替差損	107	216
退職給付会計基準変更時差異の処理額	502	502
持分法による投資損失	924	-
商標使用料	249	145
その他	384	239
営業外費用合計	2,522	1,363
経常利益又は経常損失( )	9,891	2,112

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	4	4 8
関係会社株式売却益	-	5
持分変動利益	-	5 161
貸倒引当金戻入額	72	-
特別利益合計	76	175
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	6 50	6 35
投資有価証券評価損	7 52	7 10
減損損失	-	8 48
特別損失合計	102	94
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	9,866	2,031
法人税、住民税及び事業税	2,676	615
法人税等調整額	1,887	1,884
法人税等合計	4,563	2,499
当期純利益又は当期純損失( )	5,302	4,531

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,484	12,484
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,484	12,484
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	19,600	19,600
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	19,600	19,600
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	43,879	46,826
当期変動額		
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	5,302	4,531
当期変動額合計	2,947	5,899
当期末残高	46,826	40,926
<b>自己株式</b>		
前期末残高	8,397	10,036
当期変動額		
自己株式の取得	1,638	1
当期変動額合計	1,638	1
当期末残高	10,036	10,038
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	67,567	68,875
当期変動額		
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	5,302	4,531
自己株式の取得	1,638	1
当期変動額合計	1,308	5,901
当期末残高	68,875	62,974

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	2,469	1,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,408	455
当期変動額合計	1,408	455
当期末残高	1,061	1,516
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	23	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	2
当期変動額合計	16	2
当期末残高	6	3
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	56	1,230
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,174	108
当期変動額合計	1,174	108
当期末残高	1,230	1,122
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	2,436	163
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,600	561
当期変動額合計	2,600	561
当期末残高	163	397
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	70,003	68,712
当期変動額		
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,302	4,531
自己株式の取得	1,638	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,600	561
当期変動額合計	1,291	5,340
当期末残高	68,712	63,372

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	9,866	2,031
減価償却費	2,561	2,513
貸倒引当金の増減額( は減少)	207	2
製品保証引当金の増減額( は減少)	3	10
退職給付引当金の増減額( は減少)	130	182
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	110	9
関係会社株式売却損益( は益)	-	5
受取利息及び受取配当金	401	188
支払利息	268	235
手形売却損	86	23
有形固定資産除売却損益( は益)	45	27
持分法による投資損益( は益)	924	111
売上債権の増減額( は増加)	12,928	12,356
たな卸資産の増減額( は増加)	3,853	6,595
仕入債務の増減額( は減少)	15,143	4,940
前受金の増減額( は減少)	811	1,246
未払費用の増減額( は減少)	1,620	988
預り金の増減額( は減少)	13	12
長期未払金の増減額( は減少)	955	1,007
その他	160	275
小計	10,975	10,770
利息及び配当金の受取額	416	188
利息の支払額	302	245
手形売却に伴う支払額	86	23
法人税等の支払額	8,823	635
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,179	10,054
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	103	-
関係会社株式の売却による収入	-	11
有形固定資産の取得による支出	4,633	2,028
有形固定資産の売却による収入	37	23
無形固定資産の取得による支出	181	20
短期貸付金の増減額( は増加)	0	0
長期貸付けによる支出	1	12
長期貸付金の回収による収入	31	55
関係会社出資金の払込による支出	50	-
その他	0	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,901	1,959

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,158	1,510
長期借入れによる収入	7,500	-
長期借入金の返済による支出	8,650	-
自己株式の取得による支出	1,638	1
配当金の支払額	2,355	1,368
その他	6	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,992	2,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,174	103
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	7,888	5,298
現金及び現金同等物の期首残高	34,583	26,694
現金及び現金同等物の期末残高	26,694	31,992

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>(1) 連結子会社数13社 [ 主要な連結子会社名 ] 東芝機械マシナリー(株) (株)ハイエストコーポレーション 東芝機械成形機エンジニアリング(株) 東栄電機(株) (株)不二精機製造所 TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD. TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 平成20年4月1日付で当社の油圧機器部門を会社分割したことにより、株式会社ハイエストコーポレーションを設立し、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社数7社 [ 主要な非連結子会社名 ] TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO., LTD. TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO., LTD. TOSHIBA MACHINE (EUROPE) G.m.b.H. 非連結子会社(7社)の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。</p> <p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b></p> <p>(1) 持分法適用関連会社数1社 (株)ニューフレアテクノロジー</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 非連結子会社数7社 関連会社数2社 [ 主要な非連結子会社・関連会社名 ] TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO., LTD. TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO., LTD. TOSHIBA MACHINE (EUROPE) G.m.b.H. 非連結子会社(7社)及び関連会社(2社)の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p><b>1. 連結の範囲に関する事項</b></p> <p>(1) 連結子会社数13社 [ 主要な連結子会社名 ] 東芝機械マシナリー(株) (株)ハイエストコーポレーション 東芝機械成形機エンジニアリング(株) 東栄電機(株) (株)不二精機製造所 TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD. TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.</p> <p>(2) 非連結子会社数6社 [ 主要な非連結子会社名 ] TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO., LTD. TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO., LTD. TOSHIBA MACHINE (EUROPE) G.m.b.H. 非連結子会社(6社)の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。</p> <p><b>2. 持分法の適用に関する事項</b></p> <p>(1) 持分法適用関連会社数1社 (株)ニューフレアテクノロジー</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 非連結子会社数6社 関連会社数2社 [ 主要な非連結子会社・関連会社名 ] TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO., LTD. TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO., LTD. TOSHIBA MACHINE (EUROPE) G.m.b.H. 非連結子会社(6社)及び関連会社(2社)の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除外しております。</p>



<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p><b>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</b> 連結子会社のうちTOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA, TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE. LTD., TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD., SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO., LTD., TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.の決算日は12月31日であります。したがって連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p><b>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</b> 同左</p>
<p><b>4. 会計処理基準に関する事項</b> (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券     その他有価証券         時価のあるもの             期末日の市場価格等に基づく時価法             (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)         時価のないもの             移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法 たな卸資産     商品及び製品・仕掛品         個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)     原材料及び貯蔵品         主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更)     当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、個別法及び移動平均法による原価法から個別法及び移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。     これにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ445百万円減少しております。     なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p><b>4. 会計処理基準に関する事項</b> (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券     その他有価証券         時価のあるもの             同左         時価のないもの             同左 デリバティブ         同左 たな卸資産     商品及び製品・仕掛品         個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)     原材料及び貯蔵品         主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法                      有形固定資産(リース資産を除く)                      建物(建物附属設備を除く)                      当社及び株式会社不二精機製造所は、定額法を採用しております。他の国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。                      建物以外                      定率法を採用しております。                      なお、主な耐用年数は次のとおりであります。                      建物及び構築物 3～60年                      機械装置及び運搬具 3～22年</p> <p>(追加情報)                      当社及び国内連結子会社の一部の機械装置については、従来、耐用年数を6～13年としておりましたが、当連結会計年度より4～9年に変更しております。                      これは、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。                      これによる損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産                      定額法を採用しております。                      なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。                      リース資産                      所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                      なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準                      貸倒引当金                      貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                      製品保証引当金                      東芝機械マシナリー株式会社は、製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として、過去の実績率により算定した額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法                      有形固定資産(リース資産を除く)                      建物(建物附属設備を除く)                      同左</p> <p>建物以外                      同左</p> <p>無形固定資産                      同左</p> <p>リース資産                      同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準                      貸倒引当金                      同左</p> <p>製品保証引当金                      同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>退職給付引当金                      従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                      なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。                      数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金                      国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)                      当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給が承認されました。                      この変更に伴い、当該役員退職慰労引当金残高123百万円を取崩し、固定負債の「長期末払金」に含めて表示しております。                      これによる損益及びセグメント情報に与える影響はありません。</p>	<p>退職給付引当金                      同左</p> <p>(会計方針の変更)                      当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。                      なお、これによる損益及び未認識数理計算上の差異に与える影響はありません。</p> <p>役員退職慰労引当金                      国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

<p>前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)</p>												
<p>(4) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="215 398 754 577"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>通貨オプション</td> <td>外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヘッジ方針 外貨建取引に係る為替レート変動によるリスクを回避する目的で、外貨建の輸出入実績等を勘案し、外貨入金及び外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引、通貨オプション取引を行っております。また、借入金金利の変動によるリスクを回避する目的で、借入金の範囲内で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象に係る損益の累計を比較することにより、ヘッジ有効性を評価しております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p><u>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</u> 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> <p><u>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</u> のれん及び負ののれんの償却については5年間で均等償却しておりますが、僅少の場合は発生時に一括償却しております。</p> <p><u>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 なお、定期預金については、随時解約可能であるため預入期間が1年以内のものを資金に含めております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引	通貨オプション	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金	<p>(4) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="774 398 1364 465"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヘッジ方針 外貨建取引に係る為替レート変動によるリスクを回避する目的で、外貨建の輸出入実績等を勘案し、外貨入金及び外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p><u>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</u> 同左</p> <p><u>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</u> 同左</p> <p><u>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</u> 同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引												
通貨オプション	外貨建予定取引												
金利スワップ	借入金												
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引												

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」(実務対応報告18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。</p> <p>これによる損益及びセグメント情報に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。</p> <p>これによる損益及びセグメント情報に与える影響はありません。</p>	<p>(売上高及び売上原価の計上基準の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当会計基準及び適用指針に該当する工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を適用しております。</p> <p>これによる損益及びセグメント情報に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(連結貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ5,069百万円、23,891百万円、1,176百万円であります。	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
1. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	1. 同左
2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 有形固定資産 工場財団の設定されているもの (百万円)	2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 有形固定資産 工場財団の設定されているもの (百万円)
建物及び構築物 2,496	建物及び構築物 2,343
機械装置及び運搬具 271	機械装置及び運搬具 185
土地 581	土地 581
計 3,349	計 3,109
担保付債務は次のとおりであります。 (百万円)	担保付債務は次のとおりであります。 (百万円)
短期借入金 2	短期借入金 2
計 2	計 2
3. 非連結子会社及び関連会社に対するもの (資産) (百万円)	3. 非連結子会社及び関連会社に対するもの (資産) (百万円)
投資有価証券(株式) 2,293	投資有価証券(株式) 2,560
出資金(投資その他の資産その他を含む) 106	出資金(投資その他の資産その他を含む) 106
4. 偶発債務 (1)保証債務 (銀行借入等に対する支払保証) (百万円)	4. 偶発債務 (1)保証債務 (銀行借入等に対する支払保証) (百万円)
TM Acceptance Corp. 364	Wells Fargo Equipment Finance 652
Tokyo Leasing 268	Tokyo Leasing 98
Wells Fargo Equipment Finance 208	TM Acceptance Corp. 84
Advantage National Bank 6	その他 39
(従業員住宅融資借入に対する支払保証)	(従業員住宅融資借入に対する支払保証)
従業員 1	従業員 0
計 849	計 875
(2)残価保証 (百万円)	(2)残価保証 (百万円)
オリックス・レンテック㈱ 11	オリックス・レンテック㈱ 11

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																										
<p>1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p style="text-align: right;">445</p> <p>2. このうちには法定福利費、厚生費が含まれております。</p> <p>3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,045</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">637</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,683</td> </tr> </table> <p>4.</p> <p>5.</p> <p>6. 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50</td> </tr> </table> <p>7. 主として上場株式の時価が著しく低下し、かつ、回復する見込があると認められないため、評価減を行なったものであります。</p> <p>8.</p>	一般管理費	1,045	当期製造費用	637	計	1,683	建物及び構築物	25	機械装置及び運搬具	13	工具・器具及び備品	10	無形固定資産	0	計	50	<p>1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p style="text-align: right;">466</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">1,103</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">463</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,566</td> </tr> </table> <p>4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8</td> </tr> </table> <p>5. 株式会社ニューフレアテクノロジーの増資に伴う持分変動による利益であります。</p> <p>6. 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35</td> </tr> </table> <p>7. 主として上場株式の時価が著しく低下し、かつ、回復する見込があると認められないため、評価減を行なったものであります。</p> <p>8. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県沼津市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">建物及び土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(48百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物2百万円及び土地45百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。</p>	一般管理費	1,103	当期製造費用	463	計	1,566	機械装置及び運搬具	6	工具・器具及び備品	1	計	8	建物及び構築物	19	機械装置及び運搬具	5	工具・器具及び備品	10	計	35	場所	用途	種類	静岡県沼津市	遊休資産	建物及び土地
一般管理費	1,045																																										
当期製造費用	637																																										
計	1,683																																										
建物及び構築物	25																																										
機械装置及び運搬具	13																																										
工具・器具及び備品	10																																										
無形固定資産	0																																										
計	50																																										
一般管理費	1,103																																										
当期製造費用	463																																										
計	1,566																																										
機械装置及び運搬具	6																																										
工具・器具及び備品	1																																										
計	8																																										
建物及び構築物	19																																										
機械装置及び運搬具	5																																										
工具・器具及び備品	10																																										
計	35																																										
場所	用途	種類																																									
静岡県沼津市	遊休資産	建物及び土地																																									



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	166,885,530	-	-	166,885,530
合計	166,885,530	-	-	166,885,530
自己株式				
普通株式(注)	9,836,006	5,007,753	-	14,843,759
合計	9,836,006	5,007,753	-	14,843,759

(注)株式の増減の内訳は次のとおりであります。

自己株式の買取による増加 5,000,000株  
 単元未満株式の買取による増加 7,753株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年4月30日 取締役会	普通株式	1,413	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月9日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	942	6.00	平成20年9月30日	平成20年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年4月30日 取締役会	普通株式	912	利益剰余金	6.00	平成21年3月31日	平成21年6月8日

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	166,885,530	-	-	166,885,530
合計	166,885,530	-	-	166,885,530
自己株式				
普通株式（注）	14,843,759	4,835	-	14,848,594
合計	14,843,759	4,835	-	14,848,594

（注）株式の増減の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 4,835株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年4月30日 取締役会	普通株式	912	6.00	平成21年3月31日	平成21年6月8日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	456	3.00	平成21年9月30日	平成21年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年4月30日 取締役会	普通株式	228	利益剰余金	1.50	平成22年3月31日	平成22年6月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 15,194	現金及び預金勘定 15,992
有価証券 11,500	有価証券 16,000
現金及び現金同等物 26,694	現金及び現金同等物 31,992

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 主として、当社におけるサーバ設備(工具、器具及び備品)及び成形機事業における営業用車両(車両運搬具)であります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p>				<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 主として、当社におけるサーバ設備(工具、器具及び備品)及び成形機事業における営業用車両(車両運搬具)であります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p>			
1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	機械装置及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		機械装置及び 運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	996	895	1,892	取得価額相当額	762	756	1,519
減価償却累計額 相当額	716	548	1,264	減価償却累計額 相当額	611	566	1,178
期末残高相当額	280	347	627	期末残高相当額	151	189	340
2.未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額  (百万円)				2.未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額  (百万円)			
1年以内			287	1年以内			200
1年超			339	1年超			140
合計			627	合計			340
<p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>				<p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>			

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>支払リース料 455</p> <p>減価償却費相当額 455</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法                      によっております。                      (減損損失について)                      リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>支払リース料 289</p> <p>減価償却費相当額 289</p> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等とし、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、内部管理規程に従い、実需の範囲で行なっております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、当社グループは資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、当社グループの借入金の一部については、財務制限条項が付されており、特定の条項に抵触した場合、融資条件の見直し等の可能性があります。

当社が契約しているシンジケートローン契約(当連結会計年度末残高7,000百万円)に付されている財務制限条項は以下のとおりです。

各決算期末日及び第2四半期末日における連結貸借対照表において純資産の部の合計金額を、それぞれ50,949百万円以上に維持すること。

各決算期末日における連結損益計算書において2期連続して営業損益を損失としないこと。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,992	15,992	-
(2) 受取手形及び売掛金	28,633	28,626	6
(3) 有価証券及び投資有価証券	21,830	23,324	1,494
(4) 支払手形及び買掛金	(17,312)	(17,312)	-
(5) 短期借入金	(10,514)	(10,514)	-
(6) 長期借入金	(7,500)	(7,498)	1
(7) デリバティブ取引(*2)	5	5	-

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。また、負債の差額は評価益を示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期で決済されるものを除き、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,076

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,976	-	-	-
受取手形及び売掛金	28,435	197	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
その他の有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券(社債)	-	-	-	-
(2) その他	16,000	-	-	-
合計	60,412	197	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)  
 (前連結会計年度)

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	1,170	3,063	1,893
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	1,170	3,063	1,893
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
(1)株式	540	398	141
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	540	398	141
合計	1,710	3,462	1,751

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行ない、投資有価証券評価損を39百万円計上しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

有価証券	
譲渡性預金	11,500百万円
その他有価証券	
非上場株式	179百万円

(注)その他有価証券の連結貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行ない、投資有価証券評価損を13百万円計上しております。

(当連結会計年度)

1. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	3,894	1,383	2,511
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
小計	3,894	1,383	2,511
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
(1)株式	277	316	39
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	16,000	16,000	-
小計	16,277	16,316	39
合計	20,172	17,700	2,472

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、非上場株式(連結貸借対照表計上額174百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行なった有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について10百万円(その他有価証券の株式10百万円)減損処理を行なっております。



(デリバティブ取引関係)  
取引の状況に関する事項

前連結会計年度  
(自 平成20年4月1日  
至 平成21年3月31日)

(1) 取引の内容

通貨関連では、外貨建取引に基づく債権及び債務について、為替予約取引、通貨オプション取引を行なっております。また、金利関連では、借入金の変動金利を固定金利に変換する金利スワップ取引を行なっております。

(2) 取引に対する取組方針

外貨建取引に係る輸出入実績等を勘案し、外貨入金及び外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引、通貨オプション取引を行なうこととしております。また、借入金の範囲内で、金利スワップ取引を利用することとしております。当社は、投機を目的としたデリバティブ取引は行なわない方針であります。

(3) 取引の利用目的

外貨建取引に係る為替レートの変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を行なっております。また、借入金金利の変動によるリスク回避を目的として、金利スワップ取引を利用しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

外貨建取引に係る為替予約取引、通貨オプション取引は、決済時における円貨額が確定しており、為替レート変動によるリスクはありません。また、借入金の変動金利を固定金利に変換する金利スワップ取引においては、市場金利の変動によるリスクはありません。

なお、当社は、これらデリバティブ取引を利用するに当たって、信用度の高い金融機関を契約相手としているため、当該取引に信用リスクはないと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

外貨建取引に係る為替予約取引、通貨オプション取引及び借入金に係る金利スワップ取引は、規程に基づき、経理部門が行なっております。これらのデリバティブ取引については、内部監査部門が処理の妥当性を検証しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成22年3月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル		312	-	2
	ユーロ	売掛金	208	72	8
	英ポンド		20	-	0
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	1,233	-	(注) 2
	ユーロ		122	-	
	買建 米ドル	買掛金	267	-	(注) 2
	合計		2,164	72	-

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）を設けております。

また、一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	(単位 百万円)	
	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
イ. 退職給付債務	14,641	14,336
ロ. 年金資産	1,562	2,625
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	13,079	11,711
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	2,842	2,340
ホ. 未認識数理計算上の差異	1,057	374
ヘ. 未認識過去勤務債務	-	-
ト. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ+ヘ)	9,179	8,997
チ. 前払年金費用	-	-
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	9,179	8,997

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	(単位 百万円)	
	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
イ. 勤務費用	796	819
ロ. 利息費用	234	236
ハ. 期待運用収益	26	28
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	502	502
ホ. 数理計算上の差異の処理額	196	235
ヘ. 過去勤務債務の処理額	-	-
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,703	1,765
チ. その他	174	171
計(ト+チ)	1,878	1,936

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 「チ. その他」は、確定拠出企業型年金制度への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率 (期首時点において適用した割引率)	2.0% (2.0%)	2.0% (2.0%)
ハ. 期待運用収益率	2.0%	2.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数 (各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。)	10年	10年
ホ. 会計基準変更時差異の処理年数	15年	15年

( 税効果会計 )

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(百万円)	(百万円)
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
貸倒引当金	貸倒引当金
143	198
退職給付引当金	退職給付引当金
3,619	3,430
確定拠出年金未移換額	確定拠出年金未移換額
697	321
たな卸資産評価損	たな卸資産評価損
163	478
たな卸資産未実現利益	たな卸資産未実現利益
531	48
未払費用(賞与)	未払費用(賞与)
1,067	593
有価証券評価損	有価証券評価損
509	513
未払事業税	未払事業税
76	54
その他	その他
1,261	1,133
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
8,069	6,773
評価性引当額	評価性引当額
2,868	3,555
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
5,201	3,217
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金
186	177
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
746	954
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ損益
4	2
海外現地法人留保金	海外現地法人留保金
64	60
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
1,001	1,195
繰延税金資産(負債)の純額	繰延税金資産(負債)の純額
4,199	2,022
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産 - 繰延税金資産	流動資産 - 繰延税金資産
2,425	1,492
固定資産 - 繰延税金資産	固定資産 - 繰延税金資産
1,774	652
流動負債 - 繰延税金負債	流動負債 - 繰延税金負債
-	-
固定負債 - 繰延税金負債	固定負債 - 繰延税金負債
-	123
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
( % )	( % )
法定実効税率	法定実効税率
39.7	39.7
(調整)	(調整)
住民税均等割	住民税均等割
0.4	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
0.5	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
2.1	2.1
評価性引当額	評価性引当額
4.7	4.7
固定資産未実現利益税効果未認識額	固定資産未実現利益税効果未認識額
0.2	0.2
親会社との税率差異	親会社との税率差異
1.9	1.9
その他	その他
0.6	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
46.3	46.3

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、統合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の油圧機器事業部門

事業の内容 油圧機器の製造・販売等とそれに付帯関連する事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設する株式会社ハイエストコーポレーションを承継会社とする新設分割

(3) 統合後企業の名称

株式会社ハイエストコーポレーション

(4) 取引の目的を含む取引の概要

高成長を続ける建設機械市場の中で、これまで長年培ってきた高度な技術力に磨きをかけ、経営環境や市場動向の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することにより、当社グループの油圧機器事業がさらに発展・成長していくことを目的に会社分割を実施しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

これによる損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	64,375	38,266	19,248	121,890	-	121,890
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	0	524	3,249	3,773	(3,773)	-
計	64,375	38,790	22,497	125,663	(3,773)	121,890
営業費用	60,217	32,717	21,957	114,892	(4,538)	110,353
営業利益	4,157	6,073	540	10,771	764	11,536
資産・減価償却費及び資本的 支出						
資産	60,630	32,193	31,592	124,416	8,317	132,733
減価償却費	946	385	1,228	2,561	-	2,561
資本的支出	1,386	2,538	1,624	5,549	-	5,549

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	成形機 (百万円)	工作機械 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	30,780	31,334	12,579	74,694	-	74,694
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	0	1,435	1,435	(1,435)	-
計	30,780	31,334	14,015	76,130	(1,435)	74,694
営業費用	35,090	28,392	15,340	78,823	(2,313)	76,510
営業利益又は営業損失( )	4,309	2,941	1,325	2,693	877	1,815
資産・減価償却費及び資本的 支出						
資産	46,005	26,292	28,941	101,239	14,566	115,806
減価償却費	1,263	563	686	2,513	-	2,513
資本的支出	262	73	288	624	-	624

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分は、製品の種類・性質等の類似性に基づき区分しております。

(2) 各事業区分の主な製品

成形機 ..... 射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など

工作機械 ..... 大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など

その他 ..... 油圧機器、電子制御装置など

2. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。
3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、当社での余資運用資金（現金及び有価証券）等であります。

前連結会計年度	16,498百万円
当連結会計年度	22,337百万円

4. 会計方針の変更等  
（前連結会計年度）

当連結会計年度より「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。これにより、従来と同様の方法によった場合と比較して、営業費用は「成形機」183百万円、「工作機械」195百万円、「その他」が67百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	104,537	9,471	7,882	121,890	-	121,890
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	10,186	192	5,311	15,689	(15,689)	-
計	114,723	9,663	13,193	137,579	(15,689)	121,890
営業費用	104,558	9,105	12,671	126,335	(15,981)	110,353
営業利益	10,164	557	522	11,244	292	11,536
資産	109,830	5,705	8,506	124,042	8,691	132,733

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	64,649	5,222	4,822	74,694	-	74,694
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	5,065	169	2,805	8,041	(8,041)	-
計	69,715	5,391	7,628	82,735	(8,041)	74,694
営業費用	71,976	5,684	7,526	85,187	(8,677)	76,510
営業利益又は営業損失( )	2,260	292	101	2,451	636	1,815
資産	89,003	3,567	5,898	98,468	17,337	115,806

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国

(2) アジア …… 中国、シンガポール、香港

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、当社での余資運用資金（現金及び有価証券）等であります。

前連結会計年度 16,498百万円

当連結会計年度 22,337百万円

5. 会計方針の変更

(前連結会計年度)

当連結会計年度より「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項（会計方針の変更）」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。これにより、従来と同様の方法によった場合と比較して、「日本」の営業費用が445百万円増加し、営業利益が同額減少しております。



【海外売上高】

		北米	アジア	その他の地域	計
前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	海外売上高(百万円)	12,971	36,239	3,199	52,410
	連結売上高(百万円)	-			121,890
	海外売上高の連結売上高 に占める割合(%)	10.6	29.7	2.7	43.0

		北米	アジア	その他の地域	計
当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	海外売上高(百万円)	7,508	26,051	2,203	35,763
	連結売上高(百万円)	-			74,694
	海外売上高の連結売上高 に占める割合(%)	10.1	34.9	2.9	47.9

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ..... 米国、メキシコ、カナダ

(2) アジア ..... 中国、台湾、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ

(3) その他の地域 ..... イギリス、ドイツ、ブラジル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日）を適用しております。  
なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	㈱東芝	東京都港区	280,281	電気機械器具等の製造販売等	（被所有） 直接 22.1	当社製品の一部購入及び当社へ電気品の一部を納入	商標使用料の支払	249	未払費用	99

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	㈱ニューフレアテクノロジー	静岡県沼津市	5,523	半導体製造装置の製造販売等	（所有） 直接 25.6	業務委託契約に基づく業務の一部受託及び土地建物の賃貸	賃貸料の受取	119	未収入金	9

- （注）1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
商標使用料の支払については、㈱東芝より提示された料率を基礎として協議の上、算定しております。その他の取引については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行なっております。

当連結会計年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	㈱東芝	東京都港区	439,901	電気機械器具等の製造販売等	（被所有） 直接 22.1	当社製品の一部購入及び当社へ電気品の一部を納入	商標使用料の支払	164	未払費用	74

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	㈱ニューフレアテクノロジー	静岡県沼津市	6,486	半導体製造装置の製造販売等	（所有） 直接 21.3	業務委託契約に基づく業務の一部受託及び土地建物の賃貸	賃貸料の受取	113	未収入金	9

- （注）1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
商標使用料の支払については、㈱東芝より提示された料率を基礎として協議の上、算定しております。その他の取引については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行なっております。

( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 451円93銭	1株当たり純資産額 416円82銭
1株当たり当期純利益 34円18銭	1株当たり当期純損失 29円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	68,712	63,372
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株主に係る期末の純資産額(百万円)	68,712	63,372
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	152,041	152,036

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	5,302	4,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	5,302	4,531
期中平均株式数(千株)	155,123	152,039

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,009	10,514	0.96	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	10	21	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,500	7,500	1.19	平成23年～25年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	65	53	-	平成23年～26年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	19,585	18,090	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	700	700	6,100	-
リース債務	21	20	10	0

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	17,224	19,985	13,636	23,847
税金等調整前四半期純利益 金額又は税金等調整前四半 期純損失金額( )(百万 円)	857	182	1,537	546
四半期純利益金額または四 半期純損失金額( ) (百万円)	1,455	1,571	1,623	119
1株当たり四半期純利益金 額または1株当たり四半期 純損失金額( )(円)	9.58	10.33	10.68	0.78

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,059	7,659
受取手形	5 5,620	5 2,477
売掛金	5 16,985	5 11,093
有価証券	11,500	16,000
商品及び製品	1,137	573
仕掛品	11,085	7,041
原材料及び貯蔵品	193	21
前渡金	206	53
前払費用	162	169
繰延税金資産	1,135	756
短期貸付金	5 5,634	5 3,950
未収入金	5 8,160	5 8,077
未収還付法人税等	1,011	703
未収消費税等	8	52
その他	105	135
貸倒引当金	31	34
流動資産合計	70,975	58,730
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,173	24,308
減価償却累計額	14,661	15,275
建物(純額)	9,512	9,033
構築物	3,666	3,666
減価償却累計額	2,830	2,901
構築物(純額)	835	765
機械及び装置	24,078	24,093
減価償却累計額	20,872	21,445
機械及び装置(純額)	3,205	2,647
車両運搬具	294	289
減価償却累計額	275	278
車両運搬具(純額)	19	11
工具、器具及び備品	3,528	3,532
減価償却累計額	3,328	3,378
工具、器具及び備品(純額)	200	153
土地	5,671	5,626
リース資産	75	89
減価償却累計額	6	24
リース資産(純額)	69	64
建設仮勘定	313	850
有形固定資産合計	1, 2 19,827	1, 2 19,153

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>無形固定資産</b>		
借地権	3	3
ソフトウェア	238	171
その他	47	32
<b>無形固定資産合計</b>	<b>289</b>	<b>206</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,619	4,325
関係会社株式	8,844	8,838
関係会社出資金	1,345	1,345
従業員に対する長期貸付金	172	132
破産更生債権等	455	604
繰延税金資産	812	-
その他	258	256
貸倒引当金	277	312
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>15,232</b>	<b>15,190</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>35,350</b>	<b>34,550</b>
<b>資産合計</b>	<b>106,325</b>	<b>93,281</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	5 2,738	5 1,755
買掛金	5 16,705	5 13,386
短期借入金	2 10,090	2 10,090
リース債務	9	19
未払金	5 764	1,334
未払費用	5 2,847	5 1,934
前受金	951	600
預り金	78	83
設備関係支払手形	5 1,598	0
その他	9	71
<b>流動負債合計</b>	<b>35,793</b>	<b>29,276</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	7,500	7,500
リース債務	62	48
長期未払金	881	46
繰延税金負債	-	353
退職給付引当金	6,111	5,290
<b>固定負債合計</b>	<b>14,555</b>	<b>13,238</b>
<b>負債合計</b>	<b>50,349</b>	<b>42,515</b>

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金		
資本準備金	11,538	11,538
その他資本剰余金	8,062	8,062
資本剰余金合計	19,600	19,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	282	269
繰越利益剰余金	32,576	26,927
利益剰余金合計	32,858	27,197
自己株式	10,036	10,038
株主資本合計	54,908	49,245
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	1,061	1,517
繰延ヘッジ損益	6	3
評価・換算差額等合計	1,067	1,520
純資産合計	55,976	50,765
負債純資産合計	106,325	93,281

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	66,446	32,259
売上原価		
製品期首たな卸高	1,162	1,137
当期製品製造原価	5, 6 46,573	5, 6 25,807
当期製品仕入高	6 5,174	6 3,049
他勘定受入高	2 70	2 6
合計	52,980	30,000
他勘定振替高	3 297	3 27
製品期末たな卸高	1,137	573
製品売上原価	1 51,545	1 29,399
売上総利益	14,900	2,859
販売費及び一般管理費	4, 5 12,306	4, 5 8,846
営業利益又は営業損失( )	2,594	5,987
営業外収益		
受取利息	203	105
受取配当金	3,227	1,779
受取賃貸料	661	770
技術指導料	94	77
為替差益	154	52
その他	191	448
営業外収益合計	6 4,532	6 3,234
営業外費用		
支払利息	245	199
手形売却損	79	18
退職給付会計基準変更時差異の処理額	393	376
商標使用料	132	64
貸与資産減価償却費	-	284
その他	272	138
営業外費用合計	1,123	1,081
経常利益又は経常損失( )	6,004	3,834
特別利益		
固定資産売却益	2	6
関係会社株式売却益	-	5
特別利益合計	7 2	7 12
特別損失		
固定資産処分損	35	14
投資有価証券評価損	52	10
減損損失	-	48
関係会社株式評価損	729	-
特別損失合計	8 817	8 73



	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )	5,188	3,895
法人税、住民税及び事業税	110	884
法人税等調整額	1,615	1,282
法人税等合計	1,726	397
当期純利益又は当期純損失 ( )	3,462	4,293

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		24,339	53.1	10,451	44.6
(外注部品費)		(9,852)	(21.5)	(2,468)	(10.5)
労務費		7,403	16.2	5,353	22.9
経費		14,075	30.7	7,609	32.5
(外注加工費)		(10,583)	(23.1)	(5,101)	(21.8)
(減価償却費)		(936)	(2.0)	(781)	(3.3)
当期総製造費用		45,817	100.0	23,414	100.0
他勘定より振替高	1	158		81	
期首仕掛品たな卸高		14,997		11,085	
合計		60,973		34,582	
期末仕掛品たな卸高		11,085		7,041	
他勘定へ振替高	2	3,314		1,733	
当期製品製造原価		46,573		25,807	

(注) 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。なお、製造間接費の配賦額と実際額との差額については、前事業年度1,522百万円、当事業年度197百万円をそれぞれ売上原価に計上しております。

( 前事業年度 ) ( 当事業年度 )

1. 他勘定より振替高の内訳		
預託品	158百万円	59百万円
その他	-	22
	158	81
2. 他勘定へ振替高の内訳		
研究開発費	402百万円	485百万円
支給材料代(未収入金)	1,426	1,097
自家設備(建設仮勘定)	60	135
会社分割に伴う承継額	1,316	-
その他	109	13
	3,314	1,733

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,484	12,484
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,484	12,484
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	11,538	11,538
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,538	11,538
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	8,062	8,062
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,062	8,062
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	19,600	19,600
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	19,600	19,600
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
前期末残高	297	282
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	14	13
当期変動額合計	14	13
当期末残高	282	269
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	31,454	32,576
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	14	13
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	3,462	4,293
当期変動額合計	1,121	5,648
当期末残高	32,576	26,927
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	31,752	32,858
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	3,462	4,293
当期変動額合計	1,106	5,661
当期末残高	32,858	27,197

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>自己株式</b>		
前期末残高	8,397	10,036
当期変動額		
自己株式の取得	1,638	1
当期変動額合計	1,638	1
当期末残高	10,036	10,038
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	55,440	54,908
当期変動額		
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	3,462	4,293
自己株式の取得	1,638	1
当期変動額合計	531	5,663
当期末残高	54,908	49,245
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	2,463	1,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,402	455
当期変動額合計	1,402	455
当期末残高	1,061	1,517
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	23	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16	2
当期変動額合計	16	2
当期末残高	6	3
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	2,486	1,067
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,418	452
当期変動額合計	1,418	452
当期末残高	1,067	1,520
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	57,926	55,976
当期変動額		
剰余金の配当	2,355	1,368
当期純利益又は当期純損失( )	3,462	4,293
自己株式の取得	1,638	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,418	452
当期変動額合計	1,950	5,210
当期末残高	55,976	50,765

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 デリバティブ 時価法</p> <p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品及び製品・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、個別法及び移動平均法による原価法から個別法及び移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ134百万円減少しております。</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物(建物附属設備を除く。)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～50年 機械及び装置 7～22年 (追加情報) 当社の一部の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、法人税法の改正を契機として見直しを行ない、当事業年度より9年に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 デリバティブ 同左</p> <p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 商品及び製品・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産                      定額法を採用しております。                      なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産                      所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                      なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金                      貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金                      従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                      なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。                      数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産                      同左</p> <p>(3) リース資産                      同左</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金                      同左</p> <p>(2) 退職給付引当金                      同左</p> <p>(会計方針の変更)                      当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。                      なお、これによる損益及び未認識数理差異計算上の差異に与える影響はありません。</p>

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)												
<p>(追加情報)</p> <p>当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成20年 6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給が承認されました。</p> <p>この変更に伴い、当該役員退職慰労引当金残高123百万円を取崩し、固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>6. ヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>主として繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="183 784 758 974"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>通貨オプション</td> <td>外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヘッジ方針</p> <p>外貨建取引に係る為替レート変動によるリスクを回避する目的で、外貨建の輸出入実績等を勘案し、外貨入金及び外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引、通貨オプション取引を行っております。また、借入金金利の変動によるリスクを回避する目的で、借入金の範囲内で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象に係る損益の累計を比較することにより、ヘッジ有効性を評価しております。</p> <p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式を採用しております。</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引	通貨オプション	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金	<p>6. ヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="774 784 1412 862"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> </tbody> </table> <p>ヘッジ方針</p> <p>外貨建取引に係る為替レート変動によるリスクを回避する目的で、外貨建の輸出入実績等を勘案し、外貨入金及び外貨支払予定額の範囲内で為替予約取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引												
通貨オプション	外貨建予定取引												
金利スワップ	借入金												
ヘッジ手段	ヘッジ対象												
為替予約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引												

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(売上高及び売上原価の計上基準の変更)</p> <p>当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手した工事契約から当会計基準及び適用指針に該当する工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積は原価比例法)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸与資産減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「貸与資産減価償却費」の金額は、87百万円であります。</p>



【注記事項】  
(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	同左
2.担保資産及び担保付債務	(担保に供している資産) 有形固定資産 (百万円) 建物及び構築物 2,496 機械及び装置 271 土地 581 計 3,349 (上記に対応する債務) 短期借入金 2	(担保に供している資産) 有形固定資産 (百万円) 建物及び構築物 2,343 機械及び装置 185 土地 581 計 3,109 (上記に対応する債務) 短期借入金 2
3.偶発債務(保証債務)	(従業員住宅融資借入に対する支払保証) (百万円) 従業員 1 計 1 (リースの残価保証) オリックス・レンテック(株) 11 計 11	(従業員住宅融資借入に対する支払保証) (百万円) 従業員 0 計 0 (リースの残価保証) オリックス・レンテック(株) 11 計 11
4.輸出為替手形割引高	(百万円) 815	(百万円) 840
5.関係会社に関する項目 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	資産 (百万円) 受取手形 244 売掛金 4,086 短期貸付金 5,634 未収入金 8,151 負債 (百万円) 支払手形 176 買掛金 870 設備関係支払手形 21 その他 309	資産 (百万円) 受取手形 330 売掛金 3,359 短期貸付金 3,950 未収入金 8,051 負債 (百万円) 支払手形 193 買掛金 1,377 その他 148

(損益計算書関係)

項目	前事業年度	当事業年度
	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 棚卸資産評価損	期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 (百万円) 134	期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 (百万円) 432
2. 他勘定より受入高の内訳 自家設備(機械及び装置)	(百万円) 70	(百万円) 6
3. 他勘定へ振替高の内訳 会社分割による承継額 自家設備(建設仮勘定)	(百万円) 178 118	(百万円) - 27
4. 販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費のおおよその割合は販売費60%、一般管理費40%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (百万円) 販売手数料 784 荷造運賃諸掛費 1,381 給料手当 4,432 退職給付費用 392 法定福利費 622 減価償却費 413 賃借料 382 旅費交通費 522 研究開発費 926 外注費 468 貸倒引当金繰入額 217 法人事業税 110	販売費及び一般管理費のおおよその割合は販売費50%、一般管理費50%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (百万円) 販売手数料 433 荷造運賃諸掛費 623 給料手当 3,328 退職給付費用 416 法定福利費 492 減価償却費 404 賃借料 333 旅費交通費 332 研究開発費 898 外注費 179 貸倒引当金繰入額 38 法人事業税 55
5. 研究開発費	(百万円) 一般管理費 926 当期製造費用 114 計 1,040	(百万円) 一般管理費 898 当期製造費用 42 計 941
6. 関係会社取引の内訳	(百万円) 仕入高 15,937 営業外収益 (1)受取賃貸料 644 (2)受取配当金 3,087 (3)貸付金利息 95 (4)その他 148	(百万円) 仕入高 10,432 営業外収益 (1)受取賃貸料 758 (2)受取配当金 1,717 (3)貸付金利息 61 (4)その他 122

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)						
7. 特別利益の内訳								
固定資産売却益	(百万円)	(百万円)						
機械及び装置	2	6						
工具、器具及び備品	-	0						
関係会社株式売却益		(百万円) 5 株式会社トスロンの株式を売却したことによる売却益であります。						
8. 特別損失の内訳								
固定資産処分損	(百万円)	(百万円)						
建物及び構築物	19	建物及び構築物 9						
機械及び装置	8	機械及び装置 2						
工具、器具及び備品	7	工具、器具及び備品 2						
車両及び運搬具他	0	車両及び運搬具他 0						
計	35	計 14						
投資有価証券評価損	(百万円) 52	(百万円) 10						
減損損失	主として上場株式の時価が著しく低下し、かつ、回復する見込があると認められないため、評価減を行なったものであります。	主として上場株式の時価が著しく低下し、かつ、回復する見込があると認められないため、評価減を行なったものであります。 (百万円) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。						
関係会社株式評価損	(百万円) 729							
	持分法適用関連会社である株式会社ニューフレアテクノロジーに対する株式評価損であります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県沼津市</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（48百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物2百万円及び土地45百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。</p>	場所	用途	種類	静岡県沼津市	遊休資産	建物及び土地
場所	用途	種類						
静岡県沼津市	遊休資産	建物及び土地						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	9,836,006	5,007,753	-	14,843,759
合計	9,836,006	5,007,753	-	14,843,759

(注)株式の増減の内訳は次のとおりであります。

自己株式の買取による増加 5,000,000株  
 単元未満株式の買取による増加 7,753株

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	14,843,759	4,835	-	14,848,594
合計	14,843,759	4,835	-	14,848,594

(注)株式の増減の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 4,835株

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 主として、本社におけるサーバ設備(工具、器具及び備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>				<p>ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース リース資産の内容 有形固定資産 主として、本社におけるサーバ設備(工具、器具及び備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>			
	車両及び運搬具 (百万円)	工具・器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)		車両及び運搬具 (百万円)	工具・器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	57	318	376	取得価額相当額	22	270	293
減価償却累計額相当額	42	183	225	減価償却累計額相当額	20	203	224
期末残高相当額	14	135	150	期末残高相当額	2	66	69
<p>2.未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 (百万円)</p> <p>1年以内 81 1年超 69 合計 150</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3.支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 (百万円)</p> <p>支払リース料 138 減価償却費相当額 138</p> <p>4.減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>				<p>2.未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 (百万円)</p> <p>1年以内 53 1年超 15 合計 69</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3.支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 (百万円)</p> <p>支払リース料 81 減価償却費相当額 81</p> <p>4.減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>			

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	550	550	-

(注) 表中の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行ない、関係会社株式評価損を729百万円計上しております。

当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	550	3,152	2,602

(注) 表中の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	7,676
関連会社株式	612

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

( 税効果会計関係 )

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
(百万円)	(百万円)
貸倒引当金	貸倒引当金
114	133
退職給付引当金	退職給付引当金
2,428	2,102
確定拠出年金未移換額	確定拠出年金未移換額
562	246
未払費用(賞与)	未払費用(賞与)
655	357
減価償却費	減価償却費
356	289
一括償却資産	一括償却資産
82	46
未払事業税	未払事業税
64	19
有価証券評価損	有価証券評価損
505	510
その他	その他
654	696
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
5,424	4,403
評価性引当額	評価性引当額
2,589	2,865
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2,835	1,538
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金
186	177
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
695	954
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ損益
4	2
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
886	1,134
繰延税金資産(負債)の純額	繰延税金資産(負債)の純額
1,948	403
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産 - 繰延税金資産	流動資産 - 繰延税金資産
1,135	756
固定資産 - 繰延税金資産	固定資産 - 繰延税金資産
812	-
流動負債 - 繰延税金負債	流動負債 - 繰延税金負債
-	-
固定負債 - 繰延税金負債	固定負債 - 繰延税金負債
-	353
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	
法定実効税率	
39.7	
(調整)	
住民税均等割	
0.5	
交際費等永久に損金に算入されない項目	
0.6	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	
19.0	
連結納税制度適用に伴う影響	
10.3	
評価性引当額	
23.0	
その他	
1.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
33.3	
	当事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載していません。

( 1株当たり情報 )

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	368円16銭	333円91銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )	22円32銭	28円24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	55,976	50,765
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株主に係る期末の純資産額(百万円)	55,976	50,765
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	152,041	152,036

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	3,462	4,293
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	3,462	4,293
期中平均株式数(千株)	155,123	152,039

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	トヨタ自動車(株)	449,716	1,684
		(株)静岡銀行	910,660	742
		日産自動車(株)	425,364	340
		(株)横浜銀行	444,215	203
		大日本印刷(株)	127,525	161
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	51,202	158
		リョービ(株)	455,051	143
		積水化学工業(株)	224,179	142
		(株)三條機械製作所	625,625	120
		富士山静岡空港(株)	1,886	94
		その他(30銘柄)	1,834,713	535
小計		5,550,136	4,325	
計		5,550,136	4,325	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他有価証券	(株)三井住友銀行 譲渡性預金	7	9,000
		住友信託銀行(株) 譲渡性預金	2	3,000
		(株)三菱東京UFJ銀行 譲渡性預金	2	2,000
		(株)静岡銀行 譲渡性預金	1	1,000
		中央三井信託銀行(株) 譲渡性預金	1	1,000
		小計	13	16,000
計		13	16,000	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	24,173	150	14	24,308	15,275	625 (2)	9,033
構築物	3,666	2	1	3,666	2,901	71	765
機械及び装置	24,078	207	193	24,093	21,445	752	2,647
車両運搬具	294	-	5	289	278	7	11
工具、器具及び備品	3,528	67	64	3,532	3,378	113	153
土地	5,671	-	45 (45)	5,626	-	-	5,626
リース資産	75	13	-	89	24	17	64
建設仮勘定	313	965	428	850	-	-	850
有形固定資産計	61,802	1,407	753 (45)	62,456	43,303	1,589 (2)	19,153
無形固定資産							
借地権	3	-	-	3	-	-	3
ソフトウェア	444	19	84	380	209	87	171
その他の無形固定資産	71	10	31	49	17	5	32
無形固定資産計	519	29	116	433	227	93	206
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物	御殿場工場	139百万円(主に、生産能力増強のための建物であります)
機械及び装置	沼津本社	204百万円(主に、生産能力増強のための機械設備であります)
建設仮勘定	沼津本社	900百万円
	御殿場工場	65百万円

(注) 2. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	沼津本社	29百万円(主に、廃棄処分等による減少であります)
	相模工場	163百万円(主に、売却等による減少であります)
建設仮勘定	沼津本社	283百万円(固定資産完成に伴う振替高であります)
	相模工場	6百万円(固定資産完成に伴う振替高であります)
	御殿場工場	139百万円(固定資産完成に伴う振替高であります)

(注) 3. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注) 4. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	308	346	-	308	346

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(a) 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	2
預金	
当座預金	7
普通預金	4,581
定期預金	3,000
外貨普通預金	62
別段預金	5
計	7,656
合計	7,659

(b) 受取手形

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
リョービ(株)	453
芝浦システム(株)	228
ダイトーエムイー(株)	185
(株)SDS	168
ヤマハ発動機(株)	117
その他	1,323
計	2,477

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成22年4月	575
5月	674
6月	383
7月	292
8月	455
9月以降	96
計	2,477

(c) 売掛金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
東芝機械マシナリー(株)	1,187
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	1,055
東芝産業機器システム(株)	763
凸版印刷(株)	605
C B C(株)	351
その他	7,130
計	11,093

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
16,985	33,324	39,216	11,093	78%	154日

(注) 前期繰越高は会社分割に伴う売掛金承継後の残高であります。

(d) 商品及び製品

品名	金額(百万円)
射出成形機	224
ナノ加工システム	203
ダイカストマシン	109
材料加工品	28
制御システム	5
計	573

(e) 原材料及び貯蔵品

品名	金額(百万円)
地金	16
補助材料	5
その他	0
計	21

(f) 仕掛品

品名	金額(百万円)
射出成形機	2,158
ダイカストマシン	1,701
押出成形機	1,286
ナノ加工システム	801
材料加工品	732
その他	360
計	7,041

(g) 未収入金

品名	金額(百万円)
棚卸資産売却債権	5,600
立替金	1,331
連結子法人個別帰属額	997
その他	148
計	8,077

固定資産

(a) 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
東芝機械マシナリー(株)	3,549
TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA	1,163
(株)ハイエストコーポレーション	1,000
(株)山城精機製作所	612
(株)不二精機製造所	595
その他(12銘柄)	1,918
計	8,838

流動負債

(a) 支払手形

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
(株)山城精機製作所	181
ファナック(株)	168
(株)篠原製作所	129
(株)丸啓鉄工所	96
八千代産業(株)	78
その他	1,100
計	1,755

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成22年4月	288
5月	384
6月	416
7月	510
8月	155
計	1,755

(b) 買掛金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
東芝ファイナンス(株)	7,559
東栄電機(株)	618
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	299
(株)不二精機製造所	205
パナソニック(株)	98
その他	4,604
計	13,386

(c) 短期借入金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
(株)静岡銀行	2,610
(株)三井住友銀行	2,610
中央三井信託銀行(株)	1,665
(株)横浜銀行	900
(株)三菱東京UFJ銀行	835
その他	1,470
計	10,090

固定負債

(a) 長期借入金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
(株)静岡銀行	1,400
(株)三井住友銀行	1,400
中央三井信託銀行(株)	1,000
(株)横浜銀行	700
(株)三菱東京UFJ銀行	700
その他	2,300
計	7,500

(b) 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
未積立退職給付債務	7,494
会計基準変更時差異の未処理額	1,881
未認識数理計算上の差異	321
計	5,290

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第86期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月26日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月26日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第87期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月11日関東財務局長に提出

（第87期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出

（第87期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月15日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國 健一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東芝機械株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東芝機械株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東芝機械株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東芝機械株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國 健一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鐵 義正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。